

政務活動費の手引き

平成25年3月

福島県議会

「政務活動費の手引き」目次

I 政務活動費制度の概要

1 政務調査費の制度化	1
2 福島県議会における条例化	1
3 議会改革検討委員会における在り方の検討及び条例等の改正	2
4 手引きの一部改正	3
5 地方自治法改正に伴う条例等の一部改正	3

II 福島県政務活動費の交付制度

1 交付対象	5
2 交付額	5
3 交付日	5
4 政務活動費を充てることができる経費の範囲	5
5 収支報告	5
6 透明性の確保	5
7 政務活動費の返還	6
8 収支報告書等の保存及び閲覧	6
(図表1) 政務活動費の交付手続き	7
(図表2) 政務活動費の支出・収支報告・証拠書類等の保管の取扱い	8

III 政務活動費を充てができる経費の範囲

1 経費の範囲等の考え方	9
2 政務活動費を充てができる経費の項目及び内容	10
3 政務活動費を充てができる経費項目の考え方	11
4 政務活動費を充当するのに適しない経費	25

【関係規程集】

- 福島県政務活動費の交付に関する条例
- 福島県政務活動費の交付に関する条例施行規程
- 福島県政務活動費の交付に関する取扱要領

【証拠書類等の作成例】

- 会派執行編
- 議員執行編

【質疑応答集】

I 政務活動費制度の概要

1 政務調査費の法制化

(1) 地方自治法の改正

本格的な地方分権時代を迎え、地方議会の政策立案機能の強化が求められる中で、議員個人の活動基盤の充実強化が大きな課題となったことから、政務調査費の法制化について全国議長会を中心に活発な取組みが行われた結果、平成12年5月に下記のとおり地方自治法の改正が実現した。

改正地方自治法第100条（平成13年4月1日施行）

- ⑫ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。
- ⑬ 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

この改正により「政務調査費」は、議会の調査権等について定める地方自治法第100条に位置づけられ、議会に議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として会派又は議員に対し、条例で定めるところにより、政務調査費を交付することができるようになった。

(2) 地方自治法改正前と改正後の政務調査費の性格の相違点

地方自治法改正以前から本県において交付されていた県政調査事業費補助金は、地方自治法第232条の2の規定に基づき、知事の判断により交付され、知事の定める補助金交付規則を適用し、団体等に対する一般的な補助金の一種として、その補助申請、実績報告等補助金交付と同様の手続きが採られていた。

しかし、こうした仕組みは、政務調査費が各種団体に対する補助金と同様の恩恵的給付とも認識され易く、そこに問題があると指摘がされてきたところである。

平成12年の改正により、政務調査費の交付根拠が明定され、条例でその額、交付方法についても定めることとされたことにより、当該政務調査費は、条例に規定する要件を満たすものに対し、政策的判断を要することなく、一律に、当然交付されることとなった。

2 福島県議会における条例化

本県議会では、「福島県政務調査費の交付に関する条例」を議員提案により制定するにあたり、平成12年10月に各会派を代表する9名の委員で構成する「政

務調査費交付条例策定委員会」を設置し、全国議長会の標準条例（例）を参考に、政務調査費の透明性を図ること及び政治活動の自由の確保を念頭に、交付対象、使途基準並びに収支報告書の閲覧等必要な事項について、5回にわたる検討委員会を開催し、条例（案）及び規程（案）を作成した。

検討委員会において作成された条例（案）及び規程（案）は、平成12年12月19日に議長に対し最終報告を行い、平成13年2月9日に開催された各派交渉会において内容の確認がなされ、平成13年2月定例会の最終日である3月22日に可決成立し、3月27日公布、4月1日から施行された。

3 議会改革検討委員会における政務調査費の在り方の検討及び条例等の改正

平成18年12月に地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するための「地方分権推進法」が成立したことによる新たな地方分権時代に対応した議会改革の必要性を背景に、平成19年3月、本県議会においても議会運営全体に関わる検討課題の整理を各会派で行い、「政務調査費の在り方について」を含む「議会運営全体に関わる検討事項」（18項目）をとりまとめた。

平成19年5月、この「議会運営全体に関わる検討事項」について調査検討するため、各会派から選出された14名の委員で構成する「議会改革検討委員会」を設置し、特に「政務調査費の在り方について」は、委員4名からなるワーキンググループを設置し専門的に検討を重ねた。

政務調査費を巡っては、各都道府県において住民監査請求をはじめとする公費支出に関する情報公開の要請の高まりを背景に、更なる透明性を確保するため、政務調査費の収支報告書に領収書等の証拠書類の添付を義務付ける動きが進んできている。

のことから、本県議会においては、これらの動きとともに、議員の調査研究に資するため交付される政務調査費について、制度の目的及び公費支出の観点から、使途基準を明確化・具体化する必要性があるとの認識のもと、

- ① 会派が行う調査研究活動を所属議員に委託できることを明確にすること
- ② 会派から調査研究を委託された議員の調査研究費の使途基準を定めること
- ③ 会派及び議員に関する政務調査費の使途基準の考え方を示すこと
- ④ 政務調査費から支出できない経費を定めること
- ⑤ 政務調査費の交付を受けた会派が、議長に対し収支報告書を提出する際には、所属議員に調査委託した経費を含め全ての支出について領収書等証拠書類の写しを添付すること

を主な内容とする意見を集約し、議会改革検討委員会として平成19年10月10日に議長に対し最終報告を行った。

この報告内容に沿って、平成19年12月定例会の最終日である12月19日には議員全員の提案による「福島県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する

条例」が可決成立し、12月25日公布、平成20年4月1日から施行されることとなった。併せて、使途基準等について規定する「福島県政務調査費の交付に関する条例施行規程」についても12月25日に告示され、平成20年4月1日から施行されることとなった。

4 手引きの一部改正

平成22年度の県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正（宿泊料の変更など）に伴い、会派が所属議員へ旅行命令をかけて、調査研究活動を行わせる場合について、手引きの一部改正を行った。

5 地方自治法改正に伴う条例等の一部改正

(1) 地方自治法の改正

第180回通常国会に提出された地方自治法の一部を改正する法律案は、地方議会の通年会期の法制化等が主な内容であったが、改正法の審議に際し、修正案が提出され、その中で、政務調査費についても修正案が提出された。

その内容は、

- ① 名称を「政務活動費」に、交付の目的を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改める、
- ② 政務活動費を充てることができる経費の範囲について、条例で定めなければならないものとする、
- ③ 議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする、というものであり、修正案は、平成24年8月29日可決成立した。

改正法は、9月5日に公布され、政務活動費に係る改正については、平成25年3月1日より施行されることとなった。

(2) 福島県議会における検討

各都道府県議会においては、改正法が施行される平成25年3月1日までに「政務調査費の交付に関する条例」を改正する必要が生じたことから、本県議会においても各会派から選出された10名の委員で構成する「政務活動費に関する検討委員会」を平成24年12月4日に設置し、条例・施行規程等の改正及び政務活動費に関する事項について検討を行った。

検討委員会は、条例改正スケジュールの関係上、まず、条例改正に必要な部分を先行して協議し、平成25年2月1日に議長に対し、中間報告を行った。

中間報告を踏まえ、2月定例会開会日の2月18日に議員全員が提案者となる「福島県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」を上程、全会一致により可決成立し、施行規程とともに2月26日に公布（告示）され、3月1日施行となった。

検討委員会は、中間報告の後も政務活動費を充てることができる経費の範囲の考

え方を中心に検討を重ね、計11回の検討の後、2月28日に議長に対し最終的な報告を行った。

(3) 検討委員会における検討結果

① 交付額については、現行どおり月額35万円とすること、実施中の月額5万円の減額措置については、平成25年4月以降も2年間継続することとした。

② 政務活動費を充てることができる経費の範囲の考え方については、交付の対象は現行どおり会派とし、会派から議員へ委託できることとした。

また、経費の範囲については、会派と所属議員に分けられている使途基準を合わせて、一つの表にまとめ、経費の範囲の明確化、透明化を図ることとした。

経費の枠組みについては、基本的に現行の項目を踏襲しつつ、地方自治法改正の趣旨や議員活動の実態等を踏まえ、要請陳情等活動費を追加するとともに、広聴費、広報費を広報広聴費及び会議費に修正した。

経費項目の考え方としては、全国都道府県議会議長会から示された基本的な考え方を参考に、政務調査費の使途基準を踏まえ検討した結果、安易に使途を拡大すべきでないと結論に至った。

③ 透明性の確保については、活動目的や内容をより明らかにするため、現行の様式に活動内容について項目建てる欄を設けるよう改正した。

また、政務活動費の運用についての疑義や透明性の確保に関する事項等について協議するため、会議規則第127条第1項に定める常設の協議等の場として、各会派の経理責任者等で構成される「政務活動費検討会」を設置することとした。

④ 平成25年3月分は、経過措置として、従前の通り政務調査費としての取扱いとすることとした。

II 福島県政務活動費の交付制度

1 交付対象（条例第2条、規程第2条）

会派結成届のあった会派（その所属議員が一人の場合を含む。）を対象とする。

※政務活動費の交付を受けようとする会派は、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、「会派結成届」を提出。その後会派結成届の内容に異動が生じたときは、「会派異動届」を、会派を解散したときは「会派解散届」を提出する。

2 交付額（条例第3条）

月の初日における所属議員数を基に、月額35万円を乗じて得た額を交付する。

※月の途中において所属議員に変動があった場合は、次の月から新たな所属議員数に基づき交付額を調整することとなる。

※平成25年度・26年度は附則により月額30万円とされている。

3 交付日（条例第7条）

四半期ごとの交付となることから、毎四半期の最初の月の10日（その日が県の休日に当たるときは、その翌日）までに口座振替により各会派に交付する。

4 政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例第8条）

政務活動費は、条例に定める政務活動費を充てができる経費の範囲（別表）に従い使用することとなる。

5 収支報告（条例第9条、規程第3条、取扱要領第2、第3、第4）

(1) 会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を年度終了日の翌日から起算して30日以内（4月30日まで）に議長に提出する。会派が消滅した場合には、会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を消滅した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出する。

収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならない。

(2) 会派から政務活動の委託を受けた議員は、政務活動完了報告書を、委託期間（委託期間等の変更があった場合は変更後の委託期間）の終了後速やかに会派に提出する。

政務活動完了報告書には、当該政務活動完了報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならない。

(3) 活動報告書兼領収書の提出様式及び領収書の取得が困難な場合支払者が証明する活動報告書兼支払証明書の様式は取扱要領で定められおり、所定の様式により提出することとなる。

6 透明性の確保（条例第10条）

議長は使途の透明性を確保するため、収支報告書が提出された場合、必要に応じ、

調査を行うことができる。また、収支報告書の内容を確認するため、会計帳簿や証拠書類の提出を求める場合がある。

7 政務活動費の返還（条例第11条）

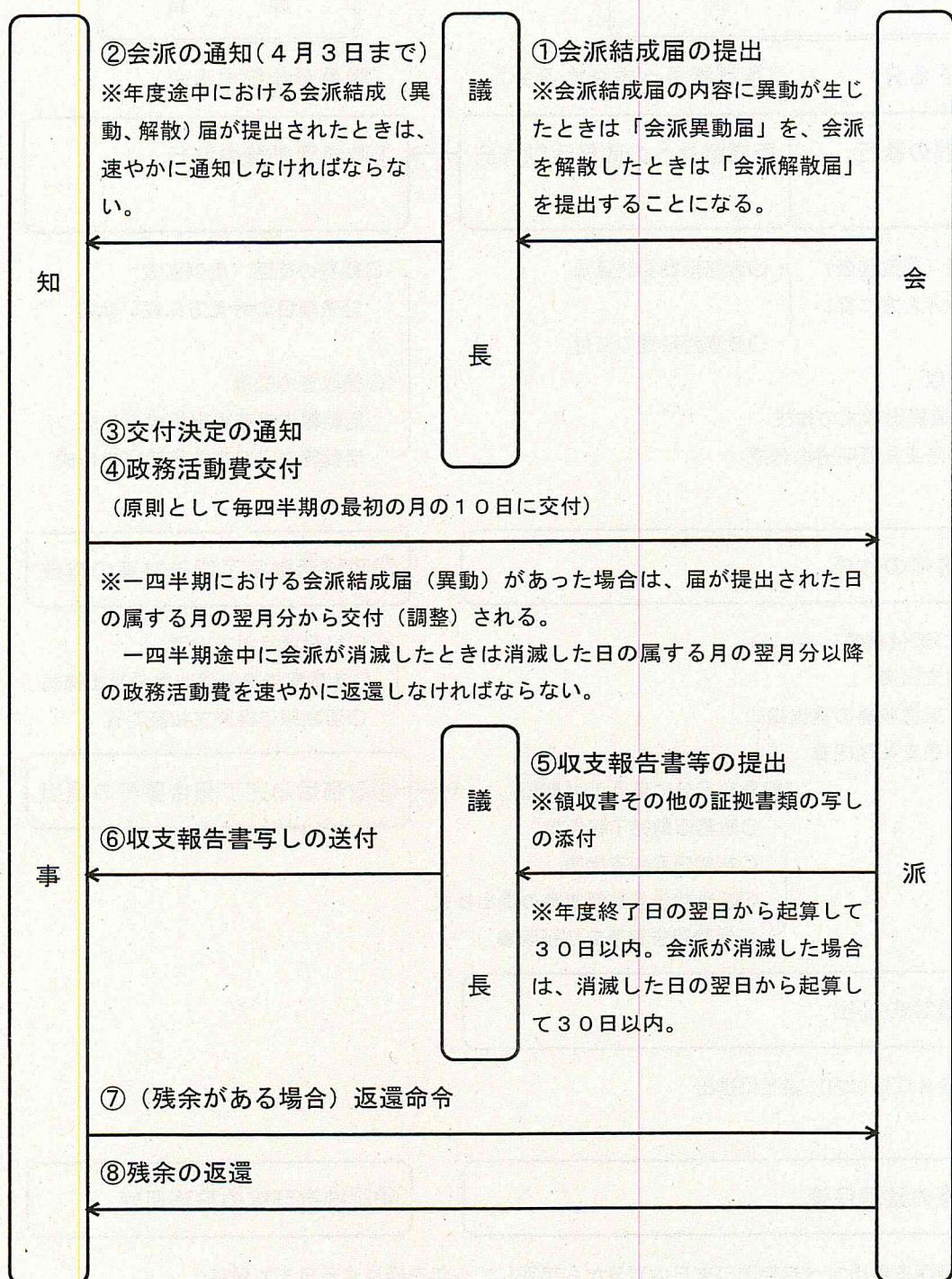
政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出の総額が、交付を受けた政務活動費の総額を下回った場合、残余（収支報告書の残余欄に記載された額）に相当する政務活動費を返還しなければならない。

8 収支報告書等の保存及び閲覧（条例第12条、規程第5条、第6条）

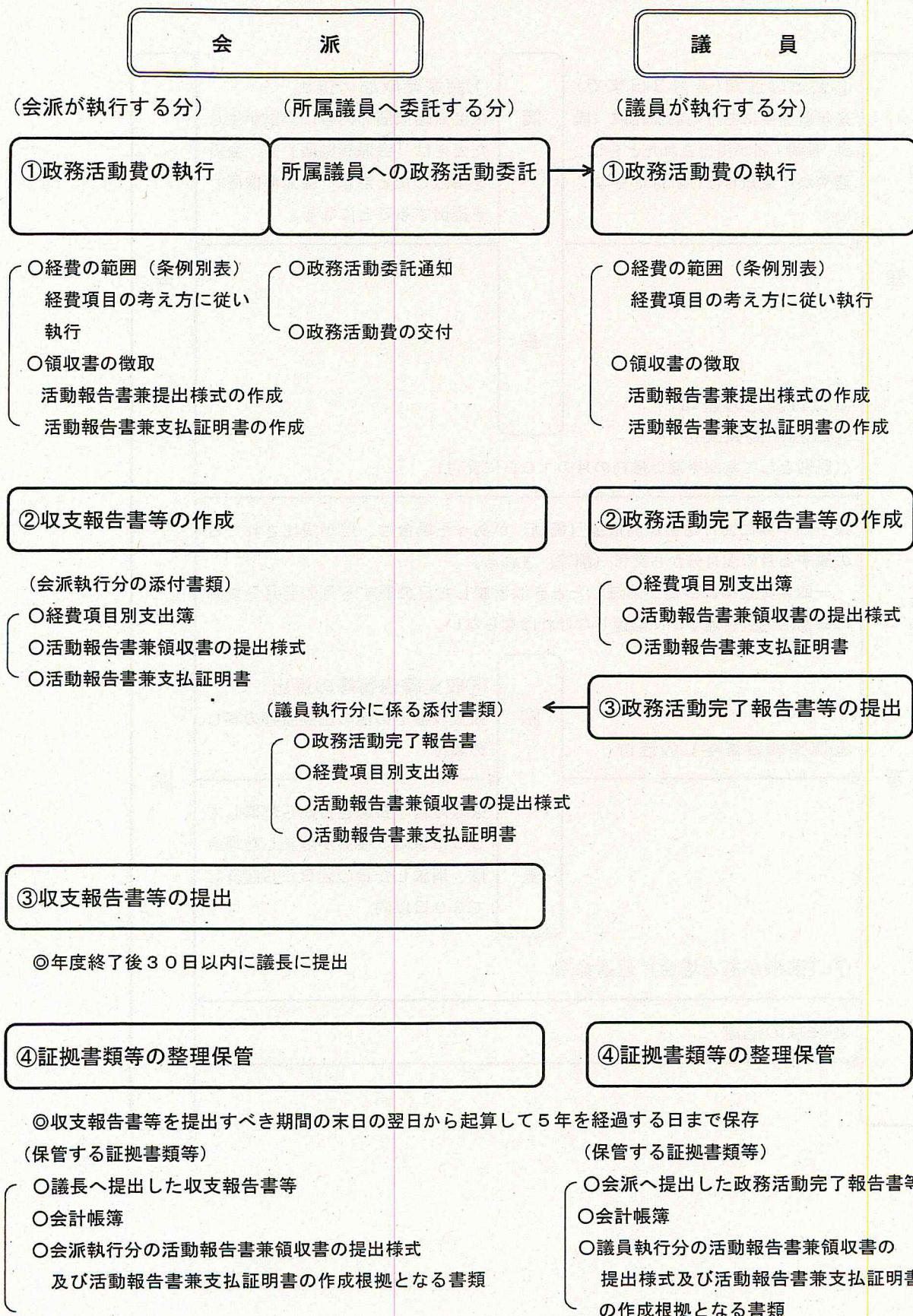
- (1) 会派より提出された収支報告書及び領収書その他の証拠書類の写しは、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- (2) 会派の政務活動費経理責任者及び会派から政務活動の委託を受けた議員は、政務活動費の収入及び支出に係る証拠書類等を収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- (3) 議長に提出された収支報告書及び領収書その他の証拠書類の写しは、議会事務局が保有する公文書となり、福島県議会情報公開条例に基づく開示請求の対象となるとともに、情報公開条例とは別に、政務活動費の交付に関する条例に基づき閲覧の対象（「福島県議会情報公開条例」第8条各号に規定する不開示情報を除く。）となる。

収支報告書等の閲覧は、収支報告書等を提出すべき期日の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からることができる。

(図表1) 政務活動費の交付の手続き



(図表2) 政務活動費の執行・収支報告・証拠書類等の保管の取扱い



III 政務活動費を充てることができる経費の範囲

1 経費の範囲等の考え方

① 交付対象

現条例においては、条例第2条により政務調査費を会派へ交付し、施行規程第3条により会派から議員へ調査研究活動を委託することとしている。

交付の対象は現行どおり会派とし、また、会派から議員へ委託できるものとする。

② 経費の範囲

現行の規程において、別表1(会派に関する使途基準)及び別表2(会派からその所属議員に委託された調査研究費に関する使途基準)として定めている経費の範囲(旧:使途基準)については、地方自治法の改正により条例で定めなければならないことから、会派・議員と分けることなく、一つの表にまとめることにより、経費の範囲の明確化、透明化を図るものとする。

③ 経費の枠組み

経費の枠組みについては、基本的に現行の項目を踏襲しつつ、地方自治法改正の趣旨や議員活動の実態等を踏まえ、現行の項目や内容に追加・修正を行うことで、より実態に適うものへ改めることとする。

なお、主な改正内容は次のとおりである。

(1) 広聴広報費

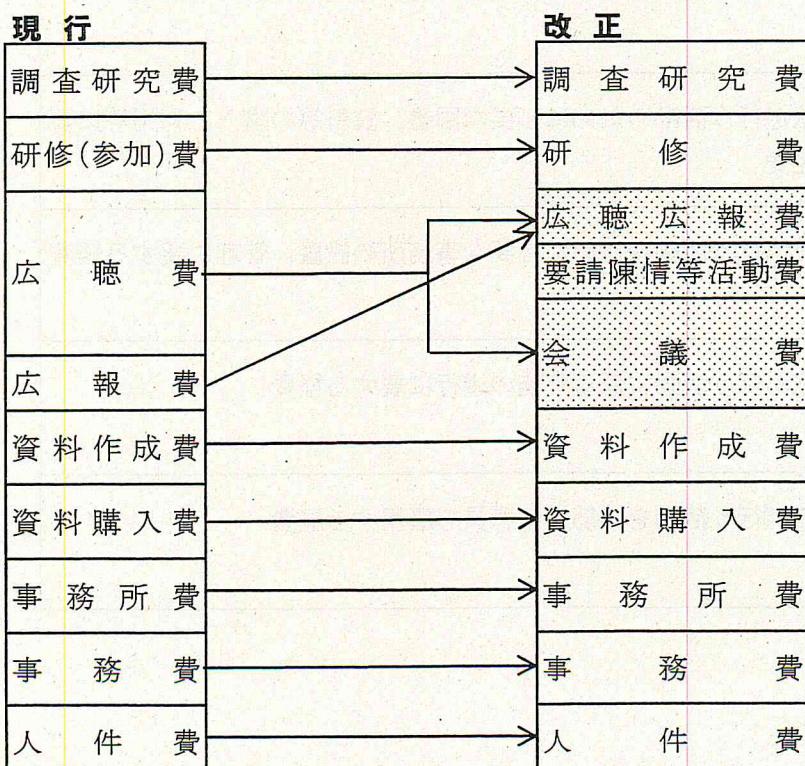
県政報告会等、広聴と広報の両側面を持つ支出に対応するため、現行の広聴費と広報費をひとつつの経費とする。

(2) 要請陳情等活動費

経費項目として追加する。

(3) 会議費

現行の広聴費における「会議開催」に係る部分を、会議費として経費項目を追加する。



※経費の順番は、経費の遷移の説明上、若干の入替を行っている。

2 政務活動費を充てることができる経費の項目及び内容 (条例別表)

経 費	内 容
調査研究費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費
事 務 費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

3 政務活動費を充てることができる経費項目の考え方

① 調査研究費

項目	考え方
(総論)	<p>会派（議員）が、県の事務、地方行財政等（等には、国政に関する事項などを含む。）に関する調査研究の目的で、県内外及び海外における調査（研究施設等への視察、被災地の現地調査、他都道府県への現地調査など）を行うために必要となる資料印刷費、文書通信費、交通費及び宿泊費等であり、事前準備や報告に要する経費及び調査研究に伴う謝礼を含むものである。</p> <p>調査委託とは、外部の研究機関等に対する委託である。</p>
(交通費等) ※「会派支出の場合」 交通費・宿泊費・現地経費等の支出について	<p>会派による政務活動費としての交通費、宿泊費及び現地経費の支出に当たっては、本来的には、実費支給が原則と考える。</p> <p>また、会派が所属議員に対し個々の旅行を命令することから、公務出張と同様な性格を有することとなるため、「県議会の議員の議員報酬等に関する条例」に準じ、予め各会派において定める方法により定額給付を行うことも考えられる。</p> <p>なお、その額及び内容は、社会通念上許容される範囲のものとすることが必要である。</p> <p>また、会派が雇用する職員等に対して、交通費、宿泊費、現地経費を支給する場合においても、同様である。</p>
(交通費等) ※「議員支出の場合」 交通費・宿泊費・現地経費等の支出について	<p>議員による政務活動費としての交通費、宿泊費及び現地経費の支出に当たっては、調査研究活動が議員の自発的活動であって、議員は旅行者であるとともに旅費の支出権者でもあることから、旅費規程等に準じ一律に定額を支給する方式ではなく、現に要した費用を充当する「実費弁償」を原則とすることが適当であると考える。</p> <p>なお、その額及び内容は、議員自らの責任と判断により、社会通念上許容される範囲のものとすることが必要である。</p> <p>また、議員が雇用する職員等に対して、交通費、宿泊費、現地経費を支給する場合においても、同様である。</p>
(交通費等) ※「会派支出の場合」 自動車等借上料の支出について	会派が調査研究活動に用いるため、レンタカー、貸切バスを一時借上げる場合は、会派として契約を結び、その費用を政務活動費から支出することができる。

項 目	考 え 方
※「議員支出の場合」 親族（配偶者等）が、議員の調査研究活動を補助するために旅行した場合の経費等の支出について	<p>調査研究活動の効果的かつ円滑な実施のため、議員の親族が当該調査研究活動の補助者として活動することが適当であると、客観的に認められる場合（通訳など専門的技術面で補佐する場合、議員に身体的な障がいがあって補助する必要がある場合等）は支出できると考える。</p> <p>この場合の交通費、宿泊費、現地経費等の取扱いは、議員が雇用する職員等に対して支給する場合と同様の考え方により支出するのが適当である。</p>
専ら運転専門に雇用した者への宿泊費、現地経費の支払いについて	専ら運転専門に雇用した者（臨時の雇用を含む。）については、調査研究活動の補助者としての活動実態により判断することとなり、この実態がある場合は、支出することが可能であると考える。
友好訪問を目的とした海外旅費について	会派又は議員による友好訪問を目的とした海外旅費については、政務活動費からの支出は適当でないと考える。

② 研修費

項 目	考 え 方
(総論) 会派（議員）が開催主体となる研修について	<p>会派（議員）が行う研修会、講演会等（等には、シンポジウム、セミナー、講座などを含む、以下同じ。）の実施のために必要となる会場費、機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費及び宿泊費等である。</p> <p>会派（議員）と会派、会派（議員）と団体（企業・学校）、会派（議員）と個人などによる共同開催も可能である。</p> <p>なお、会派（議員）が開催主体となる場合の会費には共催団体等への分担金、年会費等を含む。</p>
(総論) 会派（議員）が参加する研修	団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等に会派（議員）が参加するために必要となる研修参加費、文書通信費、交通費及び宿泊費等である。

項目	考え方
※「会派支出の場合」研修経費の支出について	<p>会派が行う研修会、講演会等へ出席した議員に対して、費用弁償を支給することはできる。</p> <p>ただし、交通費及び諸雑費（日当を含む。）の範囲を超えて、出席の労に対する対価的なものを含むことは適当でないと考える。</p> <p>他団体が開催する研修会、講演会等への所属職員等の参加費についても、費用弁償を支給することができると考える。</p>
研修会に引き続く懇談会等の会費の支出について	研修会等に引き続く懇談会等に係る会費は、政務活動費の対象として支出することが可能であると考える。
政党主催の研修会等の会費の支出について	政党が主催した研修会等であっても、その研修会等の内容が政務活動に適うものであれば、その会費を政務活動費から支出することは可能であると考える。
研修会経費、議員連盟の会費等への支出について	<p>議員連盟の会費等においては、支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものであるかが判断基準となる。</p> <p>なお、所属政党の会費については、政党に関連する経費であることから、政務活動費からの支出は適当でないと考える。</p> <p>また、経営者としての資格等、個人的な資格要件で加入している団体（ロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等）に対する会費についても、政務活動費からの支出は適当でないと考える。</p>
団体への会費支出について	政務活動に関連する団体への入会金及び運営費となる年会費・月会費に政務活動費を充てるためには、研修機関（研修費）、調査研究機関（調査研究費）、要請陳情活動を目的とした機関（要請陳情等活動費）など、当該団体の活動が政務活動に適ったものであることが必要である。

③ 広聴広報費

項目	考え方
(総論)	<p>会派（議員）が行う県政に関する政策等（等には、会派（議員）の政策、国政の課題を含む。）の広聴広報活動のために必要となる印刷費、委託費、文書通信費及び交通費等である。</p> <p>会場を借りて県政報告会や広聴を行う場合の会場費や機材借上費は経費の対象となる。</p> <p>また、広報紙やホームページ等の作成を外部委託することも対象となる。</p>
食糧費の支出について	<p>会派（議員）が行う広聴活動は、地域住民等の要望、意見等を幅広く聴取することを主な目的とするものであることから、その過程において食糧費を執行することも可能と考える。</p> <p>なお、公職選挙法との関係から、食糧費として執行が可能なのは、県政報告会など広聴広報を行う場における茶菓提供に限られるので、留意する必要がある。</p>
(広報紙) 広報費の支出の範囲について	<p>会派（議員）の政務活動の成果等を広報する場合は、政党の広報紙（誌）とは別に発行することが望ましい。</p> <p>なお、政党が発行する広報紙（誌）であって、会派（議員）の政務活動と政党活動等が混在するような形態の場合は、会派の政務活動に関する紙面をページ分けするなど、明確に区分けすることにより、所要の経費分を政務活動費から支出することは可能であると考える。</p>
(ホームページ等) 広報費の支出の範囲について	<p>ホームページを含め広報の内容が、県政や地域の問題など政務活動の内容に適ったものであれば、政務活動費を充当することは可能であると考える。</p> <p>また、効果的な広報を行うためには、情報発信者の紹介（プロフィール）なども必要と考える。</p> <p>なお、掲載内容に政務活動以外の活動が含まれている場合は、按分することが適當である。</p>
議会傍聴者のためのバス借上料について	バスの借上料については、総務省は公職選挙法の制限に抵触するおそれがあるとしていることから、実施しないことが適當である。

④ 要請陳情等活動費

項目	考え方
(総論)	<p>会派（議員）が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に必要となる資料作成費、文書通信費、交通費及び宿泊費等である。</p> <p>要請陳情活動とは、地域のための予算獲得や、県政の課題解決のための中央省庁、国会議員等に対する要請陳情である。</p> <p>住民相談等とは、要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など住民の意思を把握する活動も含め、住民から個別に相談を受けることであり、予め日時場所等を特定して開催する「住民相談会」とは区別すること。</p>
(交通費等) 交通費・宿泊費・現地経費 等の支出について	会派（議員）が雇用する職員等に対して、交通費、宿泊費、現地経費を支出することも可能である。

⑤ 会議費

	考え方
(総論) 会派（議員）が開催主体となる会議	<p>会派（議員）が行う各種会議、住民相談会等（等には、各種会合、式典などを含む。）に必要となる会場費・機材借上費、資料印刷費、文書通信費、食糧費及び交通費等である。</p> <p>各種会議には、勉強会、政策立案のための会議が含まれるほか、議員については、各種打合せのための会議も含まれる。</p> <p>住民相談会とは、会議として開催されるものであり、個別の住民との住民相談とは区別される。</p>
(総論) 会派（議員）が参加する会議	<p>会派（議員）が団体等の開催する意見交換会等（等には、各種会合、式典などを含む。）各種会議への参加に必要となる会議参加費、文書通信費、交通費、食糧費及び宿泊費などである。</p> <p>団体等とは、企業、学校、個人などを含むものである。</p>

項目	考え方
会派の諸会議への支出について	<p>会派活動の前提となる庶務的事項を協議決定する諸会議も政務活動費の対象となると考える。</p> <p>なお、会議の目的や内容により政党活動と区別することが適当である。</p>
食糧費の支出について	<p>食糧費の支出については、社会通念上妥当なものと認められることを前提とした上で、政務活動としての会議との一体性・関連性が必要であると考える。</p> <p>なお、公職選挙法との関係から、食糧費として執行が可能な場合は、次のとおりであるので留意する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会派（議員）が主催する会議・会合等での茶菓提供 2 他者が主催する会議・会合等及びそれらに引き続く懇談会での食事、飲酒の議員の自己負担分
飲酒を伴う会合の際の交通費の支出について	交通費は実費とすることが原則であるが、タクシー・運転代行を利用する場合には、他の交通手段がないなど社会通念上妥当であるかにより判断すべきと考える。
(各種会合・式典) テープカット、あいさつだけの会合への出席について	あいさつやテープカットのみを行い退席した各種会合、式典における会費等は、政務活動費からの支出は不適当であると考える。
飲食及び親睦を主目的とした会合	飲食及び親睦を主目的とする会合における会費等は、政務活動費からの支出は不適当であると考える。
国政報告会への参加	政党本来の活動に伴う国政報告会への参加は、会費として支出するのに適しないと考える。

⑥ 資料作成費

項目	考え方
(総論)	<p>会派（議員）が議会審議に必要な資料を作成するための経費であり、条例案・予算案等議会審議に関する資料の作成、県の施策や事業全般に関する資料の作成経費がこれに当たる。</p> <p>また、資料作成を外部に委託することも対象となる。</p> <p>なお、調査研究に伴う報告書、研修参加に伴う報告書、要望聴取会等で使用する資料の作成、県政報告会等広報活動において作成する資料、要請陳情等で使用する資料、各種会議のための資料については、それぞれ調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費において支出することができる。</p>

⑦ 資料購入費

項目	考え方
(総論)	<p>会派（議員）が行う政務活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費であり、書籍（電子書籍を含む）購入費、新聞（電子版を含む）・定期刊行物等購読料及び会員制のオンラインサービスから情報を受ける場合の会費等がこれに当たる。</p> <p>なお、資料を購入する経費は、すべて、この項目で支出することが望ましい。</p>
(週刊誌等) 週刊誌等の購入について	週刊誌等の、一見して政務活動との関連性が不明確な資料の購入に当たっては、購入の目的となった記事等を明らかにする必要がある。

⑧ 事務所費

項目	考え方
(総論)	<p>「事務所」の外形的な要件としては、次の点が上げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事務所としての外形上の形態を有していること。(○○議員事務所という看板を設置するなど、外観上の形態を整えることが望ましい。) 2 事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること。 3 事務所を賃借する場合、議員個人が賃貸借契約書の当事者であること。
(購入) 事務所として使用する不動産の購入、建築工事費への支出について	<p>政務活動費への充当が適當と認められるのは、政務活動に資する経費と考えるのが一般的で、原則として政務活動の対価として支出されるものである。</p> <p>したがって、政務活動費を事務所として使用する不動産の購入、建築工事の経費に充てるなど、議員の資産形成につながる経費に支出することは、適當ではないと考える。</p>
(按分) 政務活動以外にも使用される事務所の賃借料や管理運営費（光熱水費等）の支出について	<p>議員活動は、政務活動をはじめ、議会活動や政党活動、後援会活動など多面性を有していることから、それらの活動の拠点となる事務所の賃借に係る経費については、それぞれの活動実績に応じて按分した上で、政務活動分を政務活動費から支出するのが適當であると考える。</p> <p>この按分率の決め方については、議員活動の実績を踏まえ、適切な按分率を算定するなど、個々の議員がその実態に応じ合理的に説明できる範囲で、算定根拠を整理した上で各議員の責任において明確に決めていくべきものである。</p> <p>なお、事務所が後援会事務所等と共に場合は、可能な限り事務所の賃貸借契約、ガス、水道等の契約を分離することが望ましいが、仮に分離することができない場合であっても、按分率を2分の1以内として賃借料、光熱水費等を政務活動費から支出することは可能であると考える。</p>

項目	考え方
(自宅等) 自宅等自己所有物件又は議員が代表役員を務める法人が所有する物件を事務所として使用する場合の賃借料、管理運営費（光熱水費等）の支出について	政務活動の拠点として、自宅等自己所有物件（生計を一にする親族名義を含む。）又は議員が代表役員を務める法人が所有する物件に対し、賃借料を政務活動費から支出することは、適当ではないと考える。 一方、光熱水費については、明らかに事務所名義で分離されているものにあっては、按分の考え方により、要した経費の2分の1以内で政務活動費から支出できると考える。
(借上) 親族が所有する不動産の賃借料への支出について	政務活動の拠点として、親族が所有する事務所等を借り上げることについては、生計を一にしない親族と賃貸借契約を締結している場合に限り、その賃借料を、按分の考え方により2分の1以内で政務活動費から支出できると考える。
(その他) 県庁所在地から距離のある選挙区の議員が、県庁所在地に宿泊所として賃貸マンション等を持つ場合の支出について	当該マンション等が政務活動の拠点となっているか否か、という実態的判断によるものと考える。 この場合、定例会等開会中に支給される招集旅費と重複することのないよう留意が必要であり、この日数を除いた上で、現に調査研究活動の拠点として、継続的に使用していることが明らかである場合は、政務活動の使用実績（日数）に応じた額を政務活動費から充当することは可能であると考える。

⑨ 事務費

項目	考え方
※「会派支出の場合」 (事務用品等) 会派の事務用品等の購入について	会派が政務活動のために必要とする事務用備品、消耗品の購入経費については、政務活動費として支出することができる。ただし、充當に当たっては、耐用年数を勘案すべきである。 なお、価格については、政務活動に要する物品という観点から、常識的に判断すべきと考える。

項 目	考 え 方
※「議員支出の場合」 (事務用品等) 議員の事務用品等の購入について	<p>事務用備品や消耗品の購入については、政務活動に対する有用性が高く、一般的に直接必要であると認められるもの（コピー機、ファクス、パソコン、カメラ等）に限定される。購入にあたっては、議員の任期、耐用年数を勘案すべきである。</p> <p>なお、これらの事務用備品、消耗品については、使用実態が広範であり政務活動と政務活動以外の議員活動とを明確に区分することが困難なため、按分の考え方により2分の1以内で政務活動費から支出することができると考えられる。</p> <p>また、価格については、政務活動に要する物品という観点から、常識的に判断すべきと考える。</p>
(通信費等) 会派控室におけるファクス 通信費等の支出について	会派が政務活動のために必要とするファクス通信費、インターネット接続料、事務機器リース料については、政務活動費として支出することができる。
※「議員支出の場合」 電話、ファクス、パソコン等、政務活動以外にも使用できる物の費用の按分の考え方について	<p>議員活動は、政務活動をはじめ、議会活動や政党活動、後援会活動など多面性を有していることから、それらの活動に必要とされる事務用備品に係る経費については、それぞれの活動実績に応じて按分した上で、政務活動分を政務活動費から支出するのが適当であると考える。</p> <p>この按分率の決め方については、議員活動の実績を踏まえ、適切な按分率を算定するなど、個々の議員がその実態に応じ合理的に説明できる範囲で、算定根拠を整理した上で各議員の責任において明確に決めていくべきものである。</p> <p>なお、事務所が後援会事務所等と共に場合は、可能な限り事務所の電話、ファクス、インターネット等の契約を分離することが望ましい。これらの按分に当たり、仮に明確に分離することができない場合には、按分率を2分の1以内として政務活動費から支出することは可能であると考える。</p>
※「議員支出の場合」 (自動車等) 自動車等の高額な備品の購入について	<p>政務活動費を自動車等高額な備品の購入経費に充てることは、議員個人の資産形成と受け取られかねず、適当ではないと考える。</p> <p>また、議員個人の私的目的に供する物品は、政務活動費充当の対象外となる。</p>

項目	
※「議員支出の場合」 (自動車) 自動車のレンタル料、リース料の支出について	<p>政務活動に用いるため、レンタカーを一時借上げることについては、その費用を政務活動費から支出することができると考える。</p> <p>リースによる自動車を現に政務活動の交通手段として用いている場合であっても、一般的に自動車は、政務活動にのみ使用されるものではないことから、当該リース料については、使用実態により按分する考え方により、2分の1以内で政務活動費として支出することができると考える。</p> <p>ただし、リースする物件によっては、その支出額が高額になるおそれがあるため、社会通念上一定の制限が必要と考えられることから、年間リース料のうち政務活動費で充てることができる上限を25万円（年間50万円の2分の1以内）とする。</p> <p>また、リース契約終了後に自動車所有権を取得しないことが必要である。</p>
※「議員支出の場合」 (自動車燃料費) 自動車の燃料費（ガソリン代等）の取扱いについて	<p>政務活動に使用する自動車の燃料費については、政務活動に要した実費を支出することとなる。</p> <p>この場合、政務活動で走行した距離に1km当たり25円を乗じて得た額を燃料費とする。</p> <p>走行距離の把握にあっては、政務活動のみであることが明確な場合には、その走行距離による。</p> <p>しかしながら、議員の活動は政務活動と政務活動以外の活動とが渾然一体として行われることから、政務活動のみの走行距離の実績を把握することは、困難な場合が多いと考えられる。</p> <p>この場合には、政務活動に使用する自動車の走行距離について、2分の1以内で政務活動費から支出することができるものと考える。</p> <p>ただし、政務活動費と招集旅費及び公務出張旅費との重複は認められないことから、政務活動に使用する自動車の走行距離から明確に議会招集及び公務出張の走行距離を差し引くものとする。</p> <p>なお、この場合、有料道路通行料や駐車料等について同様に2分の1以内で政務活動費で支出することも可能であると考える。</p>
※「議員支出の場合」 (自動車維持管理費) 自動車の維持管理に要する経費（車検代、保険代、修理代）等の取扱いについて	<p>一般的に自己所有の自動車は、政務活動にのみに使用されるものではなく、私的活動に供されることがあり、修繕費、車検費用、保険料等の維持管理経費は、資産価値を維持する経費と考えられることから、政務活動費から支出することは適当ではないと考える。</p> <p>なお、自動車に新たに追加する装備品（タイヤ、ナビゲーションシステムなど）に要する経費についても、適当でないと考える。</p>

⑩ 人件費

項目	考え方
(一般) 政務活動補助業務に従事する職員の雇用経費の支出について	<p>常時又は臨時（1日限りの短期的なアルバイトを含む）に雇用する職員で、政務活動の補助業務に従事した者に係る雇用経費は、政務活動費から支出できる。</p> <p>なお、支出に当たっては、雇用契約書や雇用通知書等雇用関係を明確にする書類（任意の様式可）を作成し保管すること。</p>
(一般) 専ら政務活動補助業務に従事する職員の雇用経費の支出について	<p>会派及び議員が、政務活動の補助業務に、その活動拠点において専ら従事する職員を雇用する経費については、その全額を政務活動費から支出することができる。</p> <p>なお、政務活動に専門的に従事することを雇用契約の内容上明確にし、勤務実態の把握など慎重な取り扱いが必要である。</p>
(按分) 政務活動補助以外の業務も行っている職員等の雇用経費の支出について	<p>職員等雇用経費の按分については、活動実績により当該職員が会派及び議員の事務所において政務活動を補助した従事時間の割合により算定すべきものである。</p> <p>しかしながら、その従事割合が明確に算定できない場合にあっては、按分率を2分の1以内として政務活動費から支出することは可能であると考える。</p>
(按分) 政党から派遣されている会派職員への支出について	<p>雇用契約は政党なので、政党と会派との間で派遣に関する必要な取り決めを結ぶことにより、政務活動費の支出は可能と考える。この場合、会派の政務活動の補助実態により判断することとなるが、補助した従事日数（時間）の割合により算定することが妥当と考えられる。</p> <p>しかしながら、その従事割合が明確に算定できない場合にあっては、按分率を2分の1以内として政務活動費から支出することは可能であると考える。</p>
(親族) 政務活動の補助業務に親族を職員として雇用することについて	<p>生計を一にしている親族の場合は、社会通念上認められにくいことから、雇用経費の支出は適当ではないと考える。</p> <p>生計を一にしない親族については、雇用条件が社会通念上認められる内容であれば、政務活動費からの支出もできると考える。</p> <p>なお、支出に当たっては、雇用契約書や雇用通知書等雇用関係を明確にする書類（任意の様式可）を作成し保管すること。</p>

自動車燃料費等の按分の考え方及び走行距離の把握について

◎事務費（自動車燃料費）の使途基準の考え方

政務活動に使用する自動車の燃料費については、政務活動に要した実費を支出することとなる。この場合、政務活動で走行した距離に、1km当たり25円を乗じて得た額を燃料費とする。

走行距離の把握にあっては、政務活動のみであることが明確な場合にはその走行距離による。

しかしながら、議員の活動は政務活動と他の活動とが渾然一体として行われることから、政務活動のみの走行距離の実績を把握することは困難な場合が多いと考えられる。

この場合には、政務活動に使用する自動車の走行距離について2分の1以内で政務活動費から支出することができるものと考える。

ただし、政務活動費と招集旅費及び公務出張旅費との重複は認められないことから、政務活動に使用する自動車の走行距離から明確に議会招集及び公務出張の走行距離を差し引くものとする。

また、会派の政務活動用務により会派から出張旅費が支出される場合についても、当該出張の走行距離を差し引くものとする。

- ※ 上の考え方については、「政務活動費を充てることができる経費項目の考え方」の「事務費（自動車燃料費）」に掲載されています。
- ※ 毎月の自動車の走行距離の把握にあっては、「政務活動費充当走行距離表」（様式9）により算出することとなります。

(様式9)

政務活動費充当走行距離表

平成 年 月

議員名

(注) 走行距離欄のA、C、D列欄は該当する場合に、B列欄は必ず記入する。

C欄は、私有自動車使用による議会招集等公務出張をした場合の路程を記入する。

D欄は、私有自動車使用による会派の政務活動用務(会派が政務活動費で支出したもの)で出張した場合の走行距離を記入する。

走行距離 Km(整数、四捨五入)				
日付	A 政務活動のみの走行	B 政務活動に使用する自動車の走行	C 議会招集等公務出張走行(路程)	D 会派の政務活動用務出張走行
1		当該自動車の距離 メーターの前月末走行 距離数		
2				
3		Km		
4		●1		
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27		当該自動車の距離 メーターの今月末走行 距離数		
28				
29		Km		
30		●2		
31	(●2-●1)			
		0 km		
		B=(●2-●1)-(A+C+D)		
計	A	B	C	D
	0	0	0	0
政務活動費充当走行距離(A+B×按分率【注】)			Km	

【注】 按分率については、経費項目の考え方によること。

4 政務活動費を充当するのに適しない経費

政務活動費から支出できない（支出することが適当でない）経費を以下に示す。

(1) 政党活動費

- ・ 党費
- ・ 党大会への出席（参加）経費
- ・ 政党的広報誌（紙）、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送経費
- ・ 政党组织の事務所の設置、維持経費
- ・ 政党组织の人事費
- ・ 政治資金規正法に定められている政治資金パーティーへの参加費（当該パーティーが講演会等の形式をとっても不適当）
- ・ 県連（政党等）活動
- ・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席
- ・ 政党の役員経費（専従役員に対する給与、各種手当等）等政党の経費

(2) 選挙活動経費

- ・ 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動経費
- ・ 選挙ビラ作成経費
- ・ 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費（公認推薦料、陣中見舞い等）

(3) 後援会活動経費

- ・ 後援会の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送経費
- ・ 後援会活動としての報告会等の開催経費

(4) 私的活動経費

- ・ 慶弔餞別費等（病気見舞い・香典・祝金・餞別・寸志・中元・歳暮等、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入又は印刷等経費）
- ・ 冠婚葬祭などの出席（葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等）
- ・ 宗教活動経費（檀家総代会、報恩講、宮参り等）
- ・ 私的用務による観光、レクリエーション、旅行経費
- ・ 議員個人の立場で加入している団体に対する会費（町内会費、公民館費、PTA会費、商工会費、婦人会費、老人クラブ会費、スポーツクラブ会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブ等会費、議会内の親睦団体の会費、宗教団体の会費、趣味の会費等）

- ・ 団体の活動内容や実態が政務活動に寄与しない場合の当該団体に対する会費
 - ・ 団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典会合への出席
- (5) 公職選挙法やその他法令等の制限に抵触する事項に係る経費
- ・ 公職選挙法第199条の2「公職の候補者等の寄附禁止」に該当する経費（お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供）
- (6) 飲食、親睦を主な目的とする会合、及びあいさつやテープカットのみを行い退席した会合及び式典への出席経費
- (7) バー、クラブ、居酒屋など会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費
- (8) 議員が他の団体（農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等）の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席費用
- (9) 事務所購入費等
- ・ 事務所として使用する不動産購入費への支出
 - ・ 事務所の建築工事費への支出
 - ・ 事務所に掲示する絵画等の美術品・装飾品
- (10) 自宅（生計を一にする親族名義を含む。）を事務所としている場合の賃借料
- (11) 自動車の購入経費及び修理点検等維持管理費
- (12) 政務活動に直接必要としない備品等の購入、リース代
- (13) 生計を一にする親族に係る人件費の支出

【関係規程集】

○福島県政務活動費の交付に関する条例

P 1

政務活動費の交付対象、額、交付方法を定めるほか、政務活動費を充てることができる経費の範囲、収支報告書の提出義務及び保存義務、閲覧等を規定しています。

○福島県政務活動費の交付に関する条例施行規程

P 7

政務活動費の交付に関し必要となる会派結成届等の様式を定めるほか、証拠書類の整理保管、収支報告書等の閲覧開始日等を規定しています。

○福島県政務活動費の交付に関する取扱要領

P 14

会派から所属議員に政務活動を委託をする際の通知様式及び議員が会派に対し政務活動の完了報告をする際の取扱い、議長に提出する収支報告書に添付する領収書その他の証拠書類の写しの提出様式、保管すべき証拠書類等を規定しています。

福島県政務活動費の交付に関する条例

(平成13年3月27日)
〔福島県条例第33号〕

改正 平成14年 7月12日条例第81号
平成19年12月25日条例第96号
平成20年 7月11日条例第65号
平成21年 3月24日条例第56号
平成23年 3月18日条例第53号
平成25年 2月26日条例第 1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、福島県議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費の交付の対象)

第2条 政務活動費は、福島県議会の会派（その所属議員が一人の場合を含む。）に対し交付する。

(政務活動費の額等)

第3条 政務活動費の額は、月額35万円にその会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。
2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員の数による。
3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。
4 各会派の所属議員の数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(会派の届出)

第4条 議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、その代表者は、別に定める様式により会派結成届を議長（一般選挙後の議長が選出されるまでの間にあっては、議会事務局長。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときは、その代表者は、別に定める様式により会派異動届を議長に提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、その代表者は、別に定める様式により会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第5条 議長は、政務活動費の交付の対象となる会派について、毎年度4月3日までに、知事に通知しなければならない。

2 議長は、年度の途中において、会派結成届、会派異動届又は会派解散届が提出されたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(政務活動費の交付の決定)

第6条 知事は、前条に規定による通知に係る会派について、政務活動費の交付の決定を行い、その決定の内容を当該会派の代表者に通知しなければならない。

(政務活動費の交付)

第7条 知事は、前条の交付の決定後、毎四半期の最初の月の10日（その日が福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第七号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その翌日）までに、当該四半期に属する月数分の政務活動費を交付するものとする。

2 知事は、一四半期の途中において、新たに会派が結成されたときは、会派結成届が提出された日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分以降の当該四半期に属する月数分の政務活動費を当該会派に対し、速やかに交付するものとする。

3 知事は、一四半期の途中において、会派の所属議員の数に異動が生じた場合、当該会派に既に交付した政務活動費については、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分から調整する。

4 一四半期の途中において、会派が消滅したときは、当該会派の代表者は、その消滅した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第8条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県民の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てができるものとする。

(収支報告書)

第9条 会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、別記様式により消滅した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 3 前二項の収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）を添付しなければならない。

（透明性の確保）

第10条 議長は、前条の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（政務活動費の返還）

第11条 知事は、会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において行った政務活動費による支出（第8条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該会派の代表者に当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（収支報告書等の保存及び閲覧）

- 第12条 第9条の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）は、これを受理した議長において提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 2 何人も、議長に対し前項の収支報告書等の閲覧を請求することができる。
 - 3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、福島県議会情報公開条例（平成13年福島県条例第36号）第8条各号に規定する情報を除き、閲覧に供するものとする。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第81号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第96号）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の福島県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第65号）抄

（施行期日）

- この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成20年9月1日）

附 則（平成21年条例第56号）

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間は、第3条第1項中「35万円」とあるのは「30万円」とする。

附 則（平成23年条例第53号）

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間は、第3条第1項中「35万円」とあるのは「30万円」とする。

附 則

- この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 改正後の福島県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付される政務活動費から適用し、施行日前に改正前の福島県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- この条例の施行の際現に提出されている旧条例第4条の規定による会派の届出は、施行日において新条例第4条の規定により提出された会派の届出とみなす。
- 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間は、新条例第3条第1項中「35万円」とあるのは、「30万円」とする。

別表（第8条関係）

経 費	内 容
調査研究費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費
事 務 費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別記様式

年 月 日

福島県議会議長 様

会派の名称

代表者の氏名

印

政務活動費収支報告書

福島県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項（第2項）の規定により、下記のとおり
年度政務活動費に係る収入及び支出の報告をします。

記

1 収 入

政務活動費 _____ 円

2 支 出

(単位：円)

経 費	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入すること。

3 残 余 _____ 円

福島県政務活動費の交付に関する条例施行規程

(平成13年3月27日)
福島県議会告示第1号

改正 平成19年12月25日告示第2号
平成21年 3月24日告示第1号
平成25年 2月26日告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、福島県政務活動費の交付に関する条例（平成13年福島県条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

第2条 条例第4条第1項の会派結成届は様式第1号によるものとし、同項の会派異動届は様式第2号によるものとし、同条第2項の会派解散届は様式第3号によるものとする。

(政務活動完了報告書)

第3条 会派から政務活動について委託された議員は、政務活動完了報告書（様式第4号）を会派に提出しなければならない。
2 前項の政務活動完了報告書には、当該政務活動完了報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならない。

(収支報告書の写しの送付)

第4条 議長は、条例第9条の規定により提出された収支報告書の写しを速やかに知事に送付するものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第5条 会派の政務活動費経理責任者及び調査研究費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

第6条 条例第12条第2項の規定による収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期日の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができる。

- 2 条例第12条第2項の規定により収支報告書等の閲覧を請求しようとする者は、政務活動費収支報告書等閲覧請求書（様式第5号）を議長に提出しなければならない。
- 3 条例第12条第2項の規定による収支報告書等の閲覧は、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中にしなければならない。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、政務活動費の取扱いに関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年議会告示第2号）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福島県政務調査費の交付に関する条例施行規程は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付した政務調査費について適用し、施行日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成21年議会告示第1号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県政務調査費の交付に関する条例施行規程（以下「改正前の規程」という。）様式第5号による政務調査費収支報告書等閲覧請求書は、改正後の福島県政務調査費の交付に関する条例施行規程様式第5号による政務調査費収支報告書等閲覧請求書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程様式第5号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福島県政務活動費の交付に関する条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この規程の施行の日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

様式第1号（第2条関係）

年　月　日

福島県議会議長様

会派の名称

代表者の氏名

印

会派結成届

福島県政務活動費の交付に関する条例第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務活動費経理責任者
- 4 所属議員の数
- 5 所属議員の氏名

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

福島県議会議長 様

会派の名称

代表者の氏名

印

会派異動届

福島県政務活動費の交付に関する条例第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日

2 異動内容

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

福島県議会議長 様

会派の名称

代表者の氏名

印

会派解散届

福島県政務活動費の交付に関する条例第4条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した年月日

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

会派の名称

代表者の氏名

様

議員の氏名

年度政務活動完了報告書

会派からの委託に基づき実施した政務活動について、その実績及び収支状況を関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 実績

(1) 委託期間

年 月 日から

年 月 日まで

2 収支状況

(1) 収入

_____円

(2) 支出

経 費	支 出 額	備 考
調査研究費	円	
研 修 費	円	
広聴広報費	円	
要請陳情等活動費	円	
会 議 費	円	
資料作成費	円	
資料購入費	円	
事 務 所 費	円	
事 務 費	円	
人 件 費	円	
合 計	円	

(3) 残余

_____円

様式第5号（第6条関係）

政務活動費収支報告書等閲覧請求書

年 月 日

福島県議会議長様

請求者 住所又は所在地
氏名又は名称

福島県政務活動費の交付に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり閲覧の請求をします。

請求者の区分	1 福島県内に住所を有する者 2 福島県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人 (閲覧する者の氏名)
収支報告書等の対象年度	
収支報告書等の会派の名称等	会派の名称 () 議員の名称 ()

注

- 請求者の区分の欄は、1又は2の番号を○で囲み、2の番号を○印で囲んだ場合には、閲覧する者の氏名を記入すること。
- 議員を特定して請求する場合は、収支報告書等の会派の名称等欄に議員の氏名を記入すること。

福島県政務活動費の交付に関する取扱要領

平成20年2月1日制定
改正 平成25年3月5日

(目的)

第1 この要領は、福島県政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成13年福島県議会告示第1号、以下「規程」という。）第7条の規定に基づき政務活動費の取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動の委託及び政務活動完了報告書等の提出)

第2 規程第3条第1項の規定により、会派が所属議員に政務活動を委託する場合又は委託した委託期間等を変更する場合には、政務活動費委託（変更）通知書（様式1）により、委託期間、委託内容及び委託額を通知するものとする。

2 政務活動の委託を受けた議員は、規程第3条第1項及び第2項の規定により、委託期間の終了後（委託期間等の変更があった場合は変更後の委託期間の終了後）速やかに政務活動完了報告書（規程様式第4号）を会派に提出するものとする。

3 会派の代表者は、福島県政務活動費の交付に関する条例（平成13年福島県条例第3号、以下「条例」という。）第9条第1項及び第2項の規定により、議長に提出する収支報告書には、前項の政務活動完了報告書及び当該政務活動完了報告書に添付された領収書その他の証拠書類の写しを添付するものとする。

(会派が支出した政務活動費に係る領収書その他の証拠書類の写しの様式)

第3 条例第9条第3項の規定により、会派が支出した政務活動費に係る領収書その他の証拠書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）の様式は、次の各号によるものとする。

- 一 会派が執行した政務活動費の支出に係る領収書（振込受領書、受取書を含む。）の写しを貼付した活動報告書兼領収書の提出様式（会派執行用）（様式2）
- 二 領収書を徴取することが困難な場合は、領収書に代えて会派の政務活動費経理責任者が証明する活動報告書兼支払証明書（会派執行用）（様式3）
- 三 政務活動費からの支出額を経費項目ごとに整理した政務活動費経費項目別支出簿（会派執行用）（様式4）

(議員が支出した政務活動費に係る領収書その他の証拠書類の写しの様式)

第4 規程第3条第1項の規定により、会派から政務活動について委託を受けた議員が支出した政務活動費に係る領収書等の写しの様式は、次の各号によるものとする。

- 一 議員が執行した政務活動費の支出に係る領収書（振込受領書、受取書を含む。）の

- 写しを貼付した活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）（様式 5）
- 二 領収書を徴取することが困難な場合は、領収書に代えて議員が証明する活動報告書兼支払証明書（議員執行用）（様式 6）
- 三 議員が政務活動に使用する自動車の燃料費を政務活動費から支出した場合にあっては政務活動費支払証明書（燃料費）（様式 7）
- 四 政務活動費からの支出額を経費項目ごとに整理した政務活動費経費項目別支出簿（議員執行用）（様式 8）

（整理保管する証拠書類等）

- 第 5 標程第 5 条の規定により会派の政務活動費経理責任者が整理保管する証拠書類等は、第 3 の各号に定める書類のほか政務活動費の収入及び支出に関する会計帳簿並びに政務活動費の支出の根拠となる関係書類とする。
- 2 標程第 5 条の規定により会派から政務活動について委託を受けた議員が整理保管する証拠書類等は、第 4 の各号に定める書類のほか政務活動費の収入及び支出に関する会計帳簿並びに政務活動費の支出の根拠となる関係書類とする。
- 3 第 4 の第 3 号により議員が政務活動費支払証明書（燃料費）を作成する場合は、政務活動費充当走行距離表（様式 9）により政務活動費を充当する走行距離を算出するものとし、前項の関係書類として保管するものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(様式1)

年 月 日

議員の氏名 様

会派の名称

代表者の氏名

印

年度政務活動委託（変更）通知書

このことについて、下記により政務活動を委託しますので、効果的な実施を図ってください。

記

1 委託期間

平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

2 委託内容

3 委託額（年額）

円

なお、委託額は、四半期毎に分割して支払うこととする。

整理番号

活動報告書兼領収書の提出様式(会派執行用)

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務費 ⑨ 人件費	→	経費項目の番号を記入
<p>【活動内容報告】(注)</p> <p>1 日 時</p> <p>2 場 所(会場)</p> <p>3 対応者・参加者</p> <p>4 目 的</p> <p>5 内 容</p>			
<p>【領収書の内容】</p> <p>1 支出月日</p> <p>2 領収書枚数 _____ 枚</p> <p>3 政務活動費からの支出額</p> <p>① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合 _____ 円</p> <p>② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合 _____ 円 (領収書の額面 _____ 円)</p> <p>③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合 _____ 円 (領収書の額面 _____ 円 × 按分率 _____)</p>		*領収書は裏面に貼付	

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(様式3)

整理番号

活動報告書兼支払証明書（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費	⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務費 ⑨ 人件費	→ 経費項目の番号を記入
------	--	--------------------------------------	--------------

活動内容報告（注）				
1 日 時				
2 場 所（会場）				
3 対応者・参加者				
4 目 的				
5 内 容				
支出年月日	支 出 先	支 出 総 額	按分率	政務活動費からの支出額
		円		円

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名

政務活動費経理責任者氏名

印

（注） 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(様式4)

政務活動費経費項目別支出簿（会派執行用）

（ 年度）

会派名

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費	⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務費 ⑨ 人件費	→ 経費項目の番号を記入	
------	--	--------------------------------------	--------------	--

支出年月日	政務活動費からの支出額 円	証拠書類	
		(該当する方〇を付ける。)	整理番号
		領収書・支払証明書	
計			

(様式 5)

整理番号

活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）

経費項目

- ① 調査研究費
- ② 研修費
- ③ 広聴広報費
- ④ 要請陳情等活動費
- ⑤ 会議費
- ⑥ 資料作成費
- ⑦ 資料購入費
- ⑧ 事務所費
- ⑨ 事務費
- ⑩ 人件費



経費項目の番号を記入

【活動内容報告】(注)

1 日 時

2 場 所 (会場)

3 対応者・参加者

4 目 的

5 内 容

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

1 支出月日

2 領収書枚数 _____ 枚

3 政務活動費からの支出額

① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合

円

② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合

円 (領収書の額面 _____ 円)

③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合

円 (領収書の額面 _____ 円 × 按分率 _____)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑩については、活動内容4及び5について記入すること。

活動報告書兼支払証明書（議員執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→	経費項目の番号を記入
------	--	---	------------

活動内容報告（注）				
1	日 時			
2	場 所（会場）			
3	対応者・参加者			
4	目的			
5	内 容			
支出年月日	支 出 先	支 出 総 額	按分率	政務活動費からの支出額
		円		円

上記のとおり相違ないことを証明します。

議員氏名

印

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑩については、活動内容4及び5について記入すること。

整理番号

政務活動費支払証明書（燃料費）

使途項目

⑨事務費

燃料費算定の内訳

月分走行距離 km (「政務活動費充当走行距離表」から転記)× 25 円= 円

支出年月日		政務調査費からの支出額
		円

上記のとおり相違ないことを証明します。

議員氏名

印

(様式8)

政務活動費経費項目別支出簿（議員執行用）

（ 年度）

議員氏名

経費項目	→	経費項目の番号を記入
① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務人件費 ⑩ 事務件費		

支出年月日	政務活動費からの支出額 円	証拠書類	
		(該当する方に〇をつける。)	整理番号
		領収書・支払証明書	
計			

(様式9)

政務活動費充当走行距離表

平成 年 月

議員名

(注) 走行距離欄のA、C、D列欄は該当する場合に、B列欄は必ず記入する。

C欄は、私有自動車使用による議会招集等公務出張をした場合の路程を記入する。

D欄は、私有自動車使用による会派の政務活動用務(会派が政務活動費で支出したもの)で出張した場合の走行距離を記入する。

日付	走行距離 Km(整数、四捨五入)				摘要 (政務活動、公務出張内容、 会派政務活動用務等)
	A 政務活動のみの 走行	B 政務活動に使用する自 動車の走行	C 議会招集等公務出 張走行(路程)	D 会派の政務活動用 務出張走行	
1		当該自動車の距離 メーターの前月末走行 距離数			
2					
3		Km			
4		●1			
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27		当該自動車の距離 メーターの今月末走行 距離数			
28					
29		Km			
30		●2			
31		(●2-●1)			
		0 km			
	A	B=(●2-●1)-(A+C+D)			
計	0	0	C 0	D 0	
政務活動費充当走行距離(A+B×按分率【注】)				Km	

【注】 按分率については、経費項目の考え方によること。

【証拠書類等の作成例】

○会派執行編

政務活動費の交付を受けた会派が、その執行に当たって作成し、議長に提出する「収支報告書」に添付することとなる書類の作成例を掲載しています。

- ・活動報告書兼領収書の提出様式（会派執行用）
- ・活動報告書兼支払証明書（会派執行用）
- ・政務活動費経費項目別支出簿（会派執行用）
- ・収支報告書

○議員執行編

会派から政務活動の委託を受けた議員が、その執行に当たって作成し、会派に提出する「政務活動完了報告書」に添付することとなる書類の作成例を掲載しています。

- ・活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）
- ・活動報告書兼支払証明書（議員執行用）
- ・政務活動費経費項目別支出簿（議員執行用）
- ・政務活動完了報告書

— 目 次 —

ページ

「活動報告書兼領収書の提出様式」「活動報告書兼支払証明書」作成時の留意事項	1
I 会派執行編	
◆所属議員に対し、年度当初に県政課題等全般について政務活動を委託した場合	2
1 調査研究費	
(1) 県外調査の実施に当たり、旅行代理店を通して交通手段や宿泊先を手配した場合。	
合わせて、現地で議員がタクシ一代や食事代を支払った場合	5
(2) 県内調査の実施に当たり、バスを借り上げた場合	11
◆年度中途における所属議員の会派異動により政務活動費の額を変更した場合	13
(3) 民間シンクタンクに県政課題の調査を委託した場合	17
◆所属議員から年度末に提出された政務活動完了報告書に基づき、政務活動費の精算を行う場合	19
2 研修費	
(1) 他団体主催の調査研究に関する講演会への出席を所属議員に要請し、引き続き意見交換会への参加を求めた場合	23
(2) 会派主催の講演会において、講師に旅費と謝礼を支払った場合	27
(3) 会派主催の講演会において、会場使用料及び飲み物代を支払った場合	29
3 広聴広報費	
(1) 会派主催の団体要望聴取会に所属議員の出席を求めた場合。また、当日の会場使用料と飲み物代を支払った場合	31
(2) 県政広報紙の編集会議の開催に当たり、所属議員に出席を要請した場合	35
(3) 県政の諸課題を調査した結果を広報紙にまとめ、発行した場合	37
(4) 会派活動及び政党活動を広報紙にまとめ、関係団体等に配布した場合	39
4 要請陳情等活動費	
(1) 中央省庁、国会議員に対し要請活動を行った場合。また、その要請書を印刷した場合	41
(2) 陳情を計画している団体の代表者等と意見交換を行った場合	45
5 会議費	
(1) 県政課題に関する会議を開催するため、議員に出席を要請した場合	47

(2) (予め日時場所等を特定した) 住民相談会を実施した場合。また、当日の会場使用料と茶菓代を支払った場合 ······	4 9
(3) 他団体主催の意見交換会への出席を所属議員に要請し、引き続き懇親会への参加を求めた場合 ······	5 2
6 資料作成費	
(1) 所属議員の議会審議に役立てるよう、県の施策の資料を作成した場合 ······	5 4
7 資料購入費	
(1) 政務活動に必要な図書を遠隔地にある書店から取り寄せた場合 ······	5 6
8 事務費	
(1) 会派控室で使用する事務用品を購入した場合 ······	5 8
(2) 会派控室で使用するコピー機をリースした場合 ······	6 0
(3) 会派控室に設置したパソコンのインターネット通信料を支出した場合 ······	6 1
9 人件費	
(1) 常時雇用する職員に政務活動の補助業務に従事させた場合 ······	6 3
(2) 会派内に特定テーマを検討する研究部会が設置されたことに伴い、専従職員を雇用し政務活動に従事させた場合 ······	6 5
10 政務活動費経費項目別支出簿（会派執行用）	6 7
◆議員へ委託した政務活動費について、政務活動費経費項目別支出簿に整理する場合	6 9
11 政務活動費収支報告書	7 2
II 議員執行編	
1 調査研究費	
(1) 県外調査の実施において、議員が交通費、宿泊料及びレンタカ一代を支払った場合。また、調査先へのお土産代と調査協力に対する謝礼を支出した場合 ······	7 4
(2) 県外調査の実施において、旅行代理店を通して交通手段、宿泊先等を手配した場合。また、調査終了後、その成果を報告書にまとめ印刷した場合 ······	8 1
2 研修費	
(1) 議員が他団体主催の調査研究に関する講演会に出席し、引き続き意見交換会に参加した場合 ······	8 5
3 広聴広報費	
(1) 議員主催の地域住民との意見交換会において、自動車で出張した場合。合わせて会場にて出席者にお茶を提供した場合 ······	8 7

(2) 議員が後援会と合同で、県政活動を報告するため、広報紙を発行した場合	89
4 要請陳情等活動費	
(1) 中央省庁、国会議員に対し要請活動を行った場合	91
(2) 陳情を計画している団体の代表者等と意見交換を行った場合	93
5 会議費	
(1) (予め日時場所等を特定した) 住民相談会を実施した場合。また、当日の会場使用料と茶菓代を支払った場合	95
(2) 他団体主催の意見交換会への出席し、引き続き懇親会への参加した場合	97
6 資料作成費	
(1) 議員が政策に関する資料を作成した場合	99
7 資料購入費	
(1) 議員が政務活動に必要な図書をインターネットで購入し、支払った場合	101
8 事務所費	
(1) 個人事務所の賃借料を支出した場合	
ア 4月分以外の月分の取扱い	103
イ 4月分の取扱い	104
ウ 新たに議員の身分を取得した際の取扱い	106
(2) 議員が定例会中の宿泊所と政務活動の拠点を兼ねて賃借したマンションにおいて、 その賃借料の一部を支出した場合	108
(3) 個人事務所で使用した電気代を支出した場合	
ア 領収書により支出を明らかにする場合	110
イ 支払証明書により支出を明らかにする場合 (年度末における取扱い)	112
9 事務費	
(1) 個人事務所で使用する事務用品を購入した場合	
ア 通常時に購入した場合	114
イ 年度末等により予算調整が必要となった場合	116
(2) 個人事務所で使用するコピー兼ファクスをリースした場合	118
(3) 議員活動用として保有する携帯電話の通話料を支出した場合	
ア 領収書により支出を明らかにする場合	120
イ 支払証明書により支出を明らかにする場合 (年度末における取扱い)	122
(4) 政務活動のため自動車をリースした場合	124

(5) 議員活動に使用した自動車の一月分のガソリン代を支出した場合	126
(6) 議員活動に使用した自動車の一月分の高速道路通行料を口座払いした場合	129
10 人件費	
(1) 後援会が雇用する職員（生計を一つにしない親族）に政務活動の補助業務を行わ せた場合	132
11 政務活動費経費項目別支出簿（議員執行用）	134
12 政務活動完了報告書	136

「活動報告書兼領収書の提出様式」・「活動報告書兼支払証明書」

作成時の留意事項

(会派執行編・議員執行編 共通)

各様式を作成する際には、以下の各事項に留意の上作成してください。

- 1 領収書等支払を証明する書類（以下「領収書等」という。）を2枚以上、様式に貼付する場合は、それぞれの領収書等が重ならないよう貼付してください。

（領収書等を重ねて貼ってしまうと、「活動報告書兼領収書の提出様式」をコピーしたときに必要な情報が隠れてしまい、領収書等の内容確認に支障を来してしまいます。）

- 2 領収書等を様式に貼付する場合は、原則として、日付ごとにまとめてください。

（「政務活動費使途項目別支出簿」を作成する際は「支出年月日」を明確にすることになります。日付の異なるものを1枚の様式に貼付すると、複数の「支出年月日」をどう支出簿に記載するかという点で分かりにくく、不都合が生じてしまいます。）

- 3 同一案件に係る支出について、1枚の様式に領収書等を貼付することができず、複数枚に様式が分かれる場合、2枚目以降の整理番号は、原則として、枝番号としてください。

（枝番号で整理すると、それらが同一の案件に関する書類であることが明確となります。）

- 4 会派が議長に提出する「活動報告書兼領収書の提出様式」、「活動報告書兼支払証明書」、議員が会派に提出する「活動報告書兼領収書の提出様式」、「活動報告書兼支払証明書」は、いずれも写しとなります。

原本は、それぞれ政務活動費を支出した会派及び議員で保管することとなります。（5年間）

(様式 3)

整理番号

1

活動報告書兼支払証明書（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費	⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務費 ⑨ 人件費	→ 経費項目の番号を記入	1～9
------	--	--------------------------------------	--------------	-----

活動内容報告（注）				
平成25年度政務活動費 ○○会所属議員に対する委託経費（第1四半期支出分）				
1 委託内容	県政諸課題等に対する政務活動全般			
2 委託期間	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで			
3 一人当たり政務活動費	月額250,000円			
4 第1四半期支出分	福島太一郎外24名分 $250,000\text{円} \times 3\text{月分} \times 25\text{名} = 18,750,000\text{円}$			

支出年月日	支 出 先	支 出 総 額	按 分 率	政務活動費からの支出額
25.4.10	所属議員25名	18,750,000円	100	18,750,000円

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名 ○○会

政務活動費経理責任者氏名 信夫 山男

印

- (注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。
経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

< 参 考 >

(様式 1)

平成 25 年 4 月 1 日

福島太一郎 様

会派の名称 ○○会

代表者の氏名 福島 太一郎

印

平成 25 年度政務活動委託（変更）通知書

このことについて、下記により政務活動を委託しますので、効率的な実施を図ってください。

記

1 委託期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

2 委託内容

県政諸課題等に対する政務活動全般

3 委託額（年額）

3, 000, 000 円

なお、委託額は、四半期毎に分割して支払うこととする。

整理番号 1について

【留意事項】

1 記載例は、会派に所属する議員に対し、年度を通して、県政諸課題等に係る政務活動を委託する場合です。

会派からの議員への政務活動委託費の支出は、四半期ごとになります。活動報告書兼支払証明書は、各四半期の支出ごと及び年度末における精算の際の年5回作成することになります。

(年度の途中で所属議員の異動があった場合で委託額の変更が生じる場合には、別に活動報告書兼支払証明書を作成することになります。)

2 「経費項目の番号を記入」の欄には、1～9と記入してください。これは、会派から議員へ委託する時点では、経費の項目は未確定なためです。

経費の項目が確定するのは、当該年度終了後に議員が政務活動完了報告書を提出した時になります。(年度末の事務処理については、67ページ～を参照してください。)

3 「活動内容報告」の欄には、委託内容、委託期間、一人当たり政務活動委託費、1四半期支出額を記入してください。

4 所属議員に政務活動を委託する場合には、活動報告書兼支払証明書への整理のほか、「政務活動委託（変更）通知書」（様式1）により所属議員に通知することになります。

なお、通知書の作成例を示しますので、参考にしてください。

活動報告書兼領収書の提出様式（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費	⑥ 資料作成費	→ 経費項目の番号を記入	1
	② 研修費	⑦ 資料購入費		
	③ 広聴広報費	⑧ 事務費		
	④ 要請陳情等活動費	⑨ 人件費		
	⑤ 会議費			

【活動内容報告】（注）

- 1 日 時 平成25年5月12日～13日
- 2 場 所（会場） △△村中山間総合整備施設（出荷施設・農産物販売施設）
- 3 対応者・参加者 ○○県農地整備課 課長 讃岐 徹
(参加議員 福島一男、伊達次男、二本松三郎、本宮四郎、郡山六男)
- 4 目 的 過疎・中山間地域活性化の調査
- 5 内 容 ○○県□□郡△△村を訪問し、総合整備施設を視察。○○県農地整備課讃岐課長より、過疎・中山間地域活性化の取組について聴取。その内容は、××××××××××××、
××××××××、××××××××、××××××××、××××××××。

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

- 1 支出月日 平成25年5月9日
- 2 領収書枚数 1 枚
- 3 政務活動費からの支出額
 - ① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合
450,000 円
 - ② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合
 円 (領収書の額面 円)
 - ③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合
 円 (領収書の額面 円 × 按分率)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

領 収 書

○○会代表 福島 太郎 様

平成25年5月9日

¥ 4 5 0 , 0 0 0 -

ただし、平成25年5月12日～13日、○○県調査

5名様分のJR等切符代、航空券代及びホテル代として

福島市杉妻町○ Tel 024-521-0101

㈱○○旅行福島支店 支店長 県北 繁印

活動報告書兼領収書の提出様式（会派執行用）

経費項目 ① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務費 ⑨ 人件費		経費項目の番号を記入 1
---	--	------------------------

【活動内容報告】（注）

- 1 日 時 平成25年5月12日～13日
- 2 場 所（会場） △△村中山間総合整備施設（出荷施設・農産物販売施設）
- 3 対応者・参加者 ○○県農地整備課 課長 讀岐 徹
(参加議員 福島一男、伊達次男、二本松三郎、本宮四郎、郡山六男)
- 4 目 的 過疎・中山間地域活性化の調査
- 5 内 容 ○○県□□郡△△村を訪問し、総合整備施設を視察。○○県農地整備課讀岐課長より、過疎・中山間地域活性化の取組について聴取。その内容は、××××××××××××、
××××××××、××××××××、××××××××、××××××××。

【領収書の内容】
※領収書は裏面に貼付

- 1 支出月日 平成25年5月12日
- 2 領収書枚数 3 枚
- 3 政務活動費からの支出額
- ① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合
6,720 円
- ② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合
 円 (領収書の額面 円)
- ③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合
 円 (領収書の額面 円 × 按分率)

（注）経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

No. 1001

領收書

2013年5月12日

車番 101号

運賃 820円

計 820円

○○交通株式会社

○○県○○市○○1

Tel 0123-45-6789

No. 1002

領收書

2013年5月12日

車番 102号

運賃 900円

計 900円

○○交通株式会社

○○県○○市○○1

Tel 0123-45-6789

領收証

郡山一雄 様

金 5, 000円

但し、5月12日昼食代(5名様分)として

食事処○○

電話 0123-11-1111

印

5/12支出額計 6, 720円

活動報告書兼領収書の提出様式（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費	⑥ 資料作成費	→ 経費項目の番号を記入	1
	② 研修費	⑦ 資料購入費		
	③ 広聴広報費	⑧ 事務費		
	④ 要請陳情等活動費	⑨ 人件費		
	⑤ 会議費			

【活動内容報告】（注）

- 1 日 時 平成25年5月12日～13日
- 2 場 所（会場） △△村中山間総合整備施設（出荷施設・農産物販売施設）
- 3 対応者・参加者 ○○県農地整備課 課長 讀岐 徹
(参加議員 福島一男、伊達次男、二本松三郎、本宮四郎、郡山六男)
- 4 目 的 過疎・中山間地域活性化の調査
- 5 内 容 ○○県□□郡△△村を訪問し、総合整備施設を視察。○○県農地整備課讀岐課長より、過疎・中山間地域活性化の取組について聴取。その内容は、××××××××××××、
××××××××、××××××××、××××××××、××××××××。

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

- 1 支出月日 平成25年5月13日
- 2 領収書枚数 2 枚
- 3 政務活動費からの支出額
 - ① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合
5,460 円
 - ② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合
 円 (領収書の額面 円)
 - ③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合
 円 (領収書の額面 円 × 按分率)

（注）経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

<p style="text-align: center;">領收書</p> <p>平成 25 年 5 月 13 日</p> <p>料金 1, 460 円</p> <p>上記金額正に領収しました。</p> <p style="text-align: center;">△△タクシー</p> <p>携帯 090-123-4567</p>

領 収 書

郡山 六男 様外 4 名

¥ 4, 000 —

但し、5月 13 日昼食代として

○○食堂

印

電話 0123-22-1111

整理番号 2 について

交通費等の支出について実費支給で支出する場合の例です。

なお、予め会派において定める方法により定額給付としている場合は、活動報告書兼支払証明書（整理番号 7 の例）によります。

【活動報告書兼領収書の提出様式をまとめる際の留意事項】

- 1 様式の裏面に領収書を貼付する場合は、それぞれの領収書が重ならないように貼付してください。
- 2 領収書が裏面に貼りきれないときは、任意様式に貼付し整理して差し支えありません。
この場合、整理番号を用紙の余白に明記し、それらが 1 件の支出であることが分かるようにしてください。
- 3 1 件の支出で提出様式が 2 枚以上になっても差し支えありません。

記載例では、支払日ごとに領収書を整理した場合で、領収書の提出様式の 2 枚目以降、枝番号をふり、それらが 1 件の支出であることが分かるようにしております。この場合、領収書貼付欄の余白に支払った合計額を付記してください。（整理番号 2-1）

活動報告書兼領収書の提出様式（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費	⑥ 資料作成費	→ 経費項目の番号を記入	1
	② 研修費	⑦ 資料購入費		
	③ 広聴広報費	⑧ 事務費		
	④ 要請陳情等活動費	⑨ 人件費		
	⑤ 会議費			

【活動内容報告】(注)

- 1 日 時 平成25年9月16日
- 2 場 所 (会場) ○○地区土砂災害現場
- 3 対応者・参加者 △△町役場 建設課長 山本 太郎
□□土木事務所 所長 西川 博
(参加議員 別紙名簿のとおり)
- 4 目 的 ○○地区における土砂災害の状況調査
- 5 内 容 ○○地区土砂災害現地を訪れ、△△町役場山本建設課長より、被害状況を聴取。
現地調査の後、□□土木事務所を訪問し、西川土木事務所長からも状況を聴取した。復旧の見通しについては、××××××××、××××××××、××××××××

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

- 1 支出月日 平成25年9月18日
- 2 領収書枚数 1 枚
- 3 政務活動費からの支出額
- ① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合
200,000 円
- ② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合
 円 (領収書の額面 円)
- ③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合
 円 (領収書の額面 円 × 按分率)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

領 収 書

○○○会代表 福島 太郎 様

平成 25 年 9 月 18 日

¥ 200, 000-

ただし、平成 25 年 9 月 16 日、○○地区災害現地調査
バス借上料として

福島市杉妻町○ TEL 024-521-0011

○○交通㈱ 代表取締役社長 県北 栄

印

別紙

参加議員名簿

1	福島 一男	7	国見 高雄
2	伊達 次男	8	若松 七男
3	二本松 三郎	9	坂下 五郎
4	本宮 四郎	10	河東 道夫
5	郡山 六男	11	山都 八雄
6	川俣 潮	12	白河 関夫

整理番号 3 について

会派が調査研究活動に用いるため、貸切バスを一時借上げる場合の例です。

会派が契約を結び、その費用を政務活動費から支出しています。

【活動報告書兼領収書の提出様式をまとめる際の留意事項】

- 1 参加議員が多數となる場合は、名簿等を整理するようにしてください。

活動報告書兼支払証明書（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費	⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務費 ⑨ 人件費	→ 経費項目の番号を記入	1～9
------	--	--------------------------------------	--------------	-----

活動内容報告(注)				
平成25年度政務活動費 ○○会所属議員に対する政務活動委託費（議員の会派異動による変更）				
1 变更年月日	平成25年10月20日			
2 变更内容	所属議員1名の会派異動に伴う、政務活動委託費の第3四半期支出分の減額 △500,000円（10月20日議員異動による、11、12月分の戻入）			
支出年月日	支出先	支出総額	按分率	政務活動費からの支出額
25.10.31	-	-	-	△500,000円

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 ○○会

政務活動費経理責任者氏名 信夫 山男

印

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

< 参 考 1 >

(様式 1)

平成 25 年 10 月 20 日

二本松三郎 様

会派の名称 ○○会
代表者の氏名 福島 太一郎

印

平成 25 年度政務活動委託（変更）通知書

このことについて、下記により政務活動を委託しますので、効率的な実施を図ってください。

記

1 委託期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 10 月 31 日まで

（変更前：平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）

2 委託内容

県政諸課題等に対する政務活動全般

3 委託額（年額）

1, 750, 000 円

（変更前： 3, 000, 000 円）

なお、委託額は、四半期毎に分割して支払うこととする。

< 参 考 >

(様式 1)

平成 25 年 10 月 21 日

二本松三郎 様

会派の名称 △△会
代表者の氏名 東 清太郎

印

平成 25 年度政務活動委託（変更）通知書

このことについて、下記により政務活動を委託しますので、効率的な実施を図ってください。

記

1 委託期間

平成 25 年 11 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

2 委託内容

県政諸課題等に対する政務活動全般

3 委託額（年額）

1, 250, 000 円

整理番号4について

【留意事項】

- 1 記載例は、〇〇会派に所属する議員が、年度の中途中で、会派を異動することにより、既に当該議員へ支出していた一四半期分の政務活動費について戻入する場合の例です。
支払証明書の「活動内容報告」欄には、戻入の内容を記入してください。
- 2 「経費項目の番号を記入」の欄には、1～9と記入してください。
- 3 当初の委託内容についても変更する必要がありますので、支払証明書への整理のほか、〇〇会派においては、所属議員に対して「政務活動委託（変更）通知書」（様式1）により変更内容を通知することになります。（参考1）

また、異動先の△△会派においては、新たに「政務活動委託（変更）通知書」（様式1）により政務活動の委託を通知することとなります。（参考2）

それぞれの通知書の作成例を示しますので、参考にしてください。

活動報告書兼領収書の提出様式（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費	⑥ 資料作成費	→ 経費項目の番号を記入	1
	② 研修費	⑦ 資料購入費		
	③ 広聴広報費	⑧ 事務費		
	④ 要請陳情等活動費	⑨ 人件費		
	⑤ 会議費			

【活動内容報告】（注）

1 日 時 平成 25 年 12 月 1 日（調査依頼日）

2 場 所（会場） 一

3 対応者・参加者 ○○研究所

4 目 的 県政課題調査委託

5 内 容 地域活性化対策、産業振興対策、雇用対策について

成果品の納品日 平成 26 年 1 月 31 日

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

1 支出月日 平成 26 年 2 月 1 日

2 領収書枚数 1 枚

3 政務活動費からの支出額

① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合

1,500,840 円

② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合

 円（領収書の額面 円）

③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合

 円（領収書の額面 円 × 按分率 ）

（注）経費項目①～⑤については、活動内容 1～5 について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容 4 及び 5 について記入すること。

(裏面)

振込金受取書(兼手数料領収書)													
依頼日	平成26年2月1日			振込指定	電信扱	文書扱							
振込先	△△	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 信金	<input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 信組	その他	□□支店(出張所)						
受取人	科 目	普通	当座	貯蓄	その他		金	億	千	百	拾	円	
	口座番号	0101010					額		1	5	0	0	
	フリガナ	ザイ) ○○ケンキュウ ショ					漢字名	財団法人○○研究所 様					
							(連絡先 03-3333-5555)						
依頼人	フリガナ	○○カイダイヒョウ フクシマ タイチロ					手 数 料	8	4	0			
	ウ												
	漢 字 名	○○会代表 福島 太一郎					○○銀行						
住 所	福島市杉妻町○ (連絡先 024-521-1111)										印		
											印紙		

支出額計 1,500,840円

整理番号5について

【活動報告書兼領収書の提出様式をまとめる際の留意事項】

- 1 記載例は金融機関の窓口で振り込み、支払った場合のものです。
なお、裏面の余白に、振込手数料を含めた支出額の計を記載願います。
- 2 調査委託した場合には、成果品の納品日も記載願います。
また、成果品についても、他の証拠書類と同様に整理保管が必要です。

活動報告書兼支払証明書（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費	⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務費 ⑨ 人件費	→ 経費項目の番号を記入	1～9
------	--	--------------------------------------	--------------	-----

活動内容報告(注)				
平成25年度政務活動費 ○○会所属議員に対する政務活動委託費（実績）				
1 委託額（年額）	74,500,000円			
2 実績額	74,450,000円			
3 精算額	△50,000円			
4 精算年月日	平成26年3月31日			
内訳は別紙一覧表のとおり				

支出年月日	支出先	支出総額	按分率	政務活動費からの支出額
26.3.31	—	—	—	△50,000円

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 ○○会

政務活動費経理責任者氏名 信夫 山男

印

- (注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。
 経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(例)

○○会 政務活動費交付一覧表

単位:円

	議員名	交 付 鎮			実績額	残余	備考
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	交付額変更	合計
1	福島太一郎	750,000	750,000	750,000	750,000		3,000,000
2	矢吹常雄	750,000	750,000	750,000	750,000		3,000,000
3	福島一男	750,000	750,000	750,000	750,000		3,000,000
4	二本松三郎	750,000	750,000	750,000	750,000	-500,000	1,750,000
5	本宮四郎	750,000	750,000	750,000	750,000		3,000,000
6	郡山六男	750,000	750,000	750,000	750,000		3,000,000
7	信夫山男	750,000	750,000	750,000	750,000		3,000,000
8	伊達次男	750,000	750,000	750,000	750,000		3,000,000
9	川俣潮	750,000	750,000	750,000	750,000		3,000,000
10	国見高雄	750,000	750,000	750,000	750,000		3,000,000
11	若松七男	750,000	750,000	750,000	750,000		3,000,000
12	坂下五郎	750,000	750,000	750,000	750,000		3,000,000
13	河東道夫	750,000	750,000	750,000	750,000		3,000,000
14	山都八雄	750,000	750,000	750,000	750,000		3,000,000
15	白河闘夫	750,000	750,000	750,000	750,000		3,000,000
16	喜久田勝	750,000	750,000	750,000	750,000		3,000,000
17	田村勲	750,000	750,000	750,000	750,000		3,000,000
18	湯本八兵衛	750,000	750,000	750,000	750,000		3,000,000
19	阿武久	750,000	750,000	750,000	750,000		3,000,000
20	棚倉高次	750,000	750,000	750,000	750,000		3,000,000
21	塙満	750,000	750,000	750,000	750,000		3,000,000
22	長沼亮	750,000	750,000	750,000	750,000		3,000,000
23	川内章	750,000	750,000	750,000	750,000		3,000,000
24	三島光一	750,000	750,000	750,000	750,000		3,000,000
25	富岡敬	750,000	750,000	750,000	750,000		3,000,000
26	只見光子				750,000	750,000	0 12／15会派異動(増)
	合計	18,750,000	18,750,000	18,750,000	18,750,000	-500,000	74,450,000 50,000

< 参 考 >

様式第4号（第3条関係）

平成26年3月31日

会派の名称 ○○会

代表者の氏名 福島 太一郎 様

議員の氏名 矢吹 常雄 印

平成25年度政務活動完了報告書

会派からの委託に基づき実施した政務活動について、その実績及び収支状況を関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 実績

(1) 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

2 収支状況

(1) 収入

3,000,000円

(2) 支出

経 費	支 出 額	備 考
調査研究費	218,920 円	詳細は別紙経費項目別支出簿及び領収書等の写しのとおり。
研修費	58,000 円	同 上
広聴広報費	133,060 円	同 上
要請陳情等活動費	52,500 円	同 上
会議費	128,000 円	同 上
資料作成費	48,600 円	同 上
資料購入費	135,000 円	同 上
事務所費	642,600 円	同 上
事務費	853,320 円	同 上
人件費	720,000 円	同 上
合 計	2,990,000 円	

(3) 残余

10,000円

整理番号6について

【留意事項】

- 1 記載例は、所属議員に政務活動を委託し、その実績報告を受けて作成した場合です。
活動報告書兼支払証明書の「活動内容報告」欄には、議員毎に委託額（年額）、実績額、精算額、精算年月日を記入してください。
所属議員数が多い場合は、例のように別紙一覧表を添付することも可能です。
- 2 「経費項目の番号を記入」の欄には、1～9と記入してください。
- 3 記載例では、委託額に対し実績で50,000円の残余が発生した例を示しました。
残余が生じた場合は、活動報告書兼支払証明書の「政務活動費からの支出額」欄に「△50,000円」と記入することになります。
- 4 所属議員に委託した政務活動の実績額は、年度末に所属議員全員から提出される「政務活動完了報告書」（規程様式第4号）の支出額の合計となります。
また、残余は所属議員全員の残余の合計となります。
- 5 所属議員に政務活動を委託した場合には、活動報告書兼支払証明書にその実績を整理するほか、各議員から「政務活動完了報告書」（規程様式第4号）及び当該政務活動完了報告書に添付された領収書その他の証拠書類の写しを収取することになります。（参考）

活動報告書兼支払証明書（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費	⑥ 資料作成費	→ 経費項目の番号を記入	2
	② 研修費	⑦ 資料購入費		
	③ 広聴広報費	⑧ 事務費		
	④ 要請陳情等活動費	⑨ 人件費		
	⑤ 会議費			

活動内容報告(注)

1 日 時 平成25年10月20日 シンポジウム15時～、意見交換会18時～

2 場 所(会場) 福島市〇〇ホテル 8階

3 対応者・参加者 講師 福岡 徳也 氏

(参加議員及び旅費等については、別紙のとおり)

4 目 的 地域活性化シンポジウム及び福岡講師を囲んでの意見交換会

5 内 容

地域活性化について独自の取り組みを行っているNPO法人〇〇商店街を活性化する会の会長である福岡氏の地域活性化への取り組みや先進事例などを聴講し、その後、シンポジウム主催者や参加者とともに福岡講師を囲み意見交換を行った。その内容は、××××××××××、×××××××××、×××××××××、××××××××。

支出年月日	支 出 先	支 出 総 額	按分率	政務活動費からの支出額
25.10.20	別紙のとおり	1,43,525円	100	143,525円

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名 〇〇会

政務活動費経理責任者氏名 信夫 山男

印

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

別紙 出席議員氏名、旅費及び会費（単位：円）

議員氏名	交通費	日当	宿泊料	会費	合計
福島一男	740	0	—	—	740
伊達次男	1,850	0	—	—	1,850
若松七男	3,700	1,640	14,900	5,000	25,240
坂下五郎	4,625	1,640	14,900	5,000	26,165
河東道夫	5,550	820	—	—	6,370
山都八雄	7,400	1,640	14,900	5,000	28,940
白河関夫	4,300	0	14,900	5,000	24,200
塙満	8,480	1,640	14,900	5,000	30,020
合計	36,645	7,380	74,500	25,000	143,525

領 収 書

県議会議員 若松 七男 様

¥ 5, 000 -

ただし、平成25年10月20日

地域活性化シンポジウム意見交換会会費として
財団法人地域活性化研究会 代表 県北 守 

領 収 書

県議会議員 坂下 五郎 様

¥ 5, 000 -

ただし、平成25年10月20日

地域活性化シンポジウム意見交換会会費として
財団法人地域活性化研究会 代表 県北 守 

領 収 書

県議会議員 山都 八雄 様

¥ 5, 000 -

ただし、平成25年10月20日

地域活性化シンポジウム意見交換会会費として
財団法人地域活性化研究会 代表 県北 守 

領 収 書

県議会議員 白河 関夫 様

¥ 5, 000 -

ただし、平成25年10月20日

地域活性化シンポジウム意見交換会会費として
財団法人地域活性化研究会 代表 県北 守 

領 収 書

県議会議員 塙 満 様

¥ 5, 000 -

ただし、平成25年10月20日

地域活性化シンポジウム意見交換会会費として
財団法人地域活性化研究会 代表 県北 守 

整理番号 7について

【活動報告書兼領収書の提出様式／活動報告書兼支払証明書をまとめる際の留意事項】

1 1件の支出で、領収書と支払証明書のそれぞれをまとめる場合があります。

記載例では、所属議員に対する支出については「活動報告書兼支払証明書」に、意見交換会会費については主催者発行の領収書を別紙（任意様式）に、それぞれ整理した例を示しております。

なお、記載例では、所属議員への支払実績を活動報告書兼支払証明書に整理しておりますが、所定の欄に収まらない場合には、所定の欄に「支払実績は別紙のとおり。」などと明記した上で、別紙（任意様式）に整理しても差し支えありません。

この場合、活動報告書兼支払証明書と別紙が1件の支出であることが分かるよう、別紙の余白に整理番号を枝番号で記入してください。

2 旅費の支給に当たり、記載例では、「県議会の議員の議員報酬等に関する条例」に準じ、予め各会派において定める方法により定額給付を行った場合を想定しています。

なお、会派で定める方法において、実費により支給する規定をしている場合には、領収書等支払を証明する書類の添付が必要になります。

活動報告書兼支払証明書（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費	⑥ 資料作成費	→ 経費項目の 番号を記入	2
	② 研修費	⑦ 資料購入費		
	③ 広聴広報費	⑧ 事務費		
	④ 要請陳情等活動費	⑨ 人件費		
	⑤ 会議費			

活動内容報告(注)

- 1 日 時 平成25年10月25日 14時～
 2 場 所 (会場) 福島市 ○○ホテル 1階○○の間
 3 対応者・参加者 講師 大阪 博 氏
 4 目 的 地方分権と議会の役割
 5 内 容

○○大学○○学部教授の大坂氏を講師に迎え、地方分権により国と地方自治体が、どのように変わっていくか、県民にどのようなメリットがあるか、また、その際の議会の役割などを講義いただいた。その内容は、×××××××××××、××××××××。

その際の、講師に対する旅費及び謝金。

講師氏名	交通費	日 当	謝 金	合 計
大阪 博	16, 350円	3, 300円	100, 000円	119, 650円

支出年月日	支 出 先	支 出 総 額	按 分 率	政務活動費からの支出額
25.10.25	上記のとおり	119, 650円	100	119, 650円

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名 ○○会

政務活動費経理責任者氏名 信夫 山男

印

- (注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。
 経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

整理番号 8について

【活動報告書兼支払証明書をまとめる際の留意事項】

1 記載例では、講師への支払実績を活動報告書兼支払証明書に整理しておりますが、所定の欄に「支払実績は別紙のとおり。」などと明記した上で、別紙に整理しても差し支えありません。

なお、活動報告書兼支払証明書と別紙が1件の支出であることが分かるよう、別紙の余白に整理番号を枝番号で記入してください。

2 講師の旅費を支給するに当たり、記載例では、「県議会の議員の議員報酬等に関する条例」に準じ、予め各会派において定める方法により定額給付を行った場合を想定しています。

活動報告書兼領収書の提出様式（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費	⑥ 資料作成費	→ 経費項目の番号を記入	2
	② 研修費	⑦ 資料購入費		

【活動内容報告】(注)

- 1 日 時 平成25年10月25日 14時～
 2 場 所 (会場) 福島市 ○○ホテル 1階○○の間
 3 対応者・参加者 講師 大阪 博 氏
 4 目 的 地方分権と議会の役割
 5 内 容

○○大学○○学部教授の大坂氏を講師に迎え、地方分権により国と地方自治体が、どのように変わっていくか、県民にどのようなメリットがあるか、また、その際の議会の役割などを講義いただいた。その内容は、××××××××××××、×××××××××。
 その際の、会場使用料及び飲み物代。

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

- 1 支出月日 平成25年10月25日
 2 領収書枚数 1 枚
 3 政務活動費からの支出額
 ① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合
84,315 円
 ② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合
 円 (領収書の額面 円)
 ③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合
 円 (領収書の額面 円 × 按分率)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

○○銀行キャッシュサービスご利用明細			
年月日	時刻	お取引番号	端末番号
20-10-25	11:30	2222	AAAA
取引種別	お振込		
振込手数料	315	取引金額	※※※※※84,000
振込又はその他の内容	印紙税申告納付につき ●●税務署承認済		
銀行名	△△銀行		
支店名	□□支店		
科目口座番号	普通	5678	
受取人名	○○ホテル代表取締役		様
依頼人名	○○○カイダヒヨウ フクシマ タケヒロ		様
電話番号	024-521-1111		

支出額計 84,315円

整理番号9について

【活動報告書兼領収書の提出様式をまとめる際の留意事項】

- 1 記載例はホテルからの請求書に基づき、後日金融機関のATMで振り込み、支払った場合のものです。

なお、領収書の貼付欄の余白に、振込手数料を含めた支出額計を記載願います。

活動報告書兼支払証明書（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費	⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務費 ⑨ 人件費	→ 経費項目の番号を記入	3
------	--	--------------------------------------	--------------	---

活動内容報告（注）				
1 日 時	平成25年9月18日 10時～			
2 場 所（会場）	福島市 ○○ホテル			
3 対応者・参加者	○○地方商工観光団体連絡協議会 (参加議員は別紙名簿のとおり)			
4 目 的	○○地方商工観光団体連絡協議会要望聴取会			
5 内 容	○○地方商工観光団体連絡協議会からの要望を聴取した。その内容は、××××××× ×××××、×××××××。 その際の、旅費。			

支出年月日	支 出 先	支 出 総 額	按分率	政務活動費からの支出額
25.9.18	別紙のとおり	41,565円	100	41,565円

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名 ○○会
政務活動費経理責任者氏名 信夫 山男

印

- （注） 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。
経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

別紙 出席議員氏名及び旅費

議員氏名	交通費(円)	日当(円)	合計(円)
福島 一男	740	0	740
伊達 次男	1,850	0	1,850
若松 七男	3,700	820	4,520
坂下 五郎	4,625	820	5,445
河東 道夫	5,550	820	6,370
山都 八雄	7,400	820	8,220
白河 関夫	4,300	820	5,120
塙 満	8,480	820	9,300
合 計	36,645	4,920	41,565

活動報告書兼領収書の提出様式（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費	⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務費 ⑨ 人件費	→	経費項目の番号を記入
				3

【活動内容報告】(注)

- 1 日 時 平成25年9月18日 10時～
- 2 場 所 (会場) 福島市 ○○ホテル
- 3 対応者・参加者 ○○地方商工観光団体連絡協議会
(参加議員及び旅費等については、別紙のとおり)
- 4 目 的 ○○地方商工観光団体連絡協議会要望聴取会
- 5 内 容 ○○地方商工観光団体連絡協議会からの要望を聴取した。その内容は、××××××××
×××××、××××××××。
その際の、会場使用料及び飲み物代。

【領収書の内容】
※領収書は裏面に貼付

- 1 支出月日 平成25年9月18日
- 2 領収書枚数 1 枚
- 3 政務活動費からの支出額
- ① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合
88,800 円
- ② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合
_____円 (領収書の額面 _____円)
- ③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合
_____円 (領収書の額面 _____円 × 按分率 _____)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

領 収 書
○○○会代表 福島 太一郎 様
平成25年9月18日
<u>¥ 88,800-</u>
ただし、平成25年9月18日、会津地方商工観光団体連絡協議会 要望聴取会会場使用料及び飲み物（コーヒー）代として
福島市杉妻町○ Tel 024-521-1001
○○ホテル 代表取締役 鶴賀 城治
印

整理番号10について

【活動報告書兼領収書の提出様式／活動報告書兼支払証明書をまとめる際の留意事項】

- 1 1件の支出で、領収書と支払証明書のそれぞれをまとめる場合があります。

記載例では、所属議員に対する支出については「活動報告書兼支払証明書」で、業者からの請求に基づき支出した場合には「活動報告書兼領収書の提出様式」で、それぞれ整理した例を示しております。

なお、記載例では、所属議員への支払実績を活動報告書兼支払証明書に整理しておりますが、所定の欄に收まらない場合には、所定の欄に「支払実績は別紙のとおり。」などと明記した上で、別紙（任意様式）に整理しても差し支えありません。

この場合、活動報告書兼支払証明書と別紙が1件の支出であることが分かるよう、別紙の余白に整理番号を枝番号で記入してください。

- 2 旅費の支給に当たり、記載例では、「県議会の議員の議員報酬等に関する条例」に準じ、予め各会派において定める方法により定額給付を行った場合を想定しています。

活動報告書兼支払証明書（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費	⑥ 資料作成費	→ 経費項目の番号を記入
	② 研修費	⑦ 資料購入費	
	③ 広聴広報費	⑧ 事務費	
	④ 要請陳情等活動費	⑨ 人件費	
	⑤ 会議費		

活動内容報告(注)				
1 日 時	平成25年10月20日 13時～			
2 場 所(会場)	福島市 ○○会第2控室			
3 対応者・参加者	別紙のとおり			
4 目 的	平成25年度第〇回○○会県政広報紙編集会議			
5 内 容	○○会県政広報紙の編集会議を行った。その内容は、××××××××××××、××××××××、××××××××××××、××××××××××××、××××××××××××××××××、××××××××××××××××。			

支出年月日	支 出 先	支 出 総 額	按分率	政務活動費からの支出額
25.10.20	別紙のとおり	41,565円	100	41,565円

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名 ○○会

政務活動費経理責任者氏名 信夫 山男

(印)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

別紙 出席議員氏名及び旅費

議員氏名	交通費(円)	日 当(円)	合 計(円)
福島 一男	740	0	740
伊達 次男	1,850	0	1,850
若松 七男	3,700	820	4,520
坂下 五郎	4,625	820	5,445
河東 道夫	5,550	820	6,370
山都 八雄	7,400	820	8,220
白河 関夫	4,300	820	5,120
塙 满	8,480	820	9,300
合 計	36,645	4,920	41,565

整理番号11について

【活動報告書兼支払証明書をまとめる際の留意事項】

- 1 記載例では、所属議員への支払実績を活動報告書兼支払証明書に整理しておりますが、所定の欄に収まらない場合には、所定の欄に「支払実績は別紙のとおり。」などと明記した上で、別紙（任意様式）に整理しても差し支えありません。
なお、活動報告書兼支払証明書と別紙が1件の支出であることが分かるよう、別紙の余白に整理番号を枝番号で記入してください。
- 2 旅費の支給に当たり、記載例では、「県議会の議員の議員報酬等に関する条例」に準じ、予め各会派において定める方法により定額給付を行った場合を想定しています。

活動報告書兼領収書の提出様式（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費	⑥ 資料作成費	→ 経費項目の番号を記入	3
	② 研修費	⑦ 資料購入費		
	③ 広聴広報費	⑧ 事務費		
	④ 要請陳情等活動費	⑨ 人件費		
	⑤ 会議費			

【活動内容報告】（注）

- 1 日 時 平成25年10月30日
 2 場 所（会場） —
 3 対応者・参加者 —
 4 目 的 会派政策等を広報するため
 5 内 容
 「〇〇会広報紙平成25年特集号～地域医療の在り方を考える～」印刷代として
 （領収書裏面貼付）
 カラー B4サイズ 両面 10,000部

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

- 1 支出月日 平成25年10月30日
 2 領収書枚数 1 枚
 3 政務活動費からの支出額
 ① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合
3,150,000 円
 ② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合
 円（領収書の額面 円）
 ③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合
 円（領収書の額面 円 × 按分率 ）

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

領 収 書
○○○会代表 福島 太一郎 様
平成25年10月30日
<u>¥ 3, 150, 000-</u>
ただし、広報紙印刷代として
福島市杉妻町○ Tel 024-521-2222
(株)○○印刷 代表取締役 県北 昇
印

整理番号12について

【留意事項】

- 1 記載例は、会派が発行する広報紙の印刷代を支払った場合です。
- 2 印刷代を計上する場合は、印刷物の詳細（部数等）を記入願います。

活動報告書兼領収書の提出様式（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費	⑥ 資料作成費	→	経費項目の 番号を記入	3
	② 研修費	⑦ 資料購入費			
	③ 広聴広報費	⑧ 事務費			
	④ 要請陳情等活動費	⑨ 人件費			
	⑤ 会議費				

【活動内容報告】(注)

1. 日 時 —
2. 場 所 (会場) —
3. 対応者・参加者 —
4. 目 的 政党活動及び会派政策等を広報するため
5. 内 容
 「〇〇会広報紙平成25年10月号～平成25年上期〇〇党活動並びに〇〇会県政報告～」印刷代として
 カラー B4サイズ 両面 10,000部

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

1. 支出月日 平成25年11月30日
2. 領収書枚数 1 枚
3. 政務活動費からの支出額
- ① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合
 _____円
- ② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合
 _____円 (領収書の額面 _____円)
- ③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合
 1,606,500円 (領収書の額面 3,213,000円 × 按分率50%)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

領 収 書

○○○会代表 福島 太一郎 様

平成25年11月30日

¥ 3, 213, 000-

ただし、広報紙印刷代及び所属議員の各事務所への発送代として

福島市杉妻町○ Tel 024-521-2222

(株)○○印刷 代表取締役 県北 昇

印

整理番号13について

【活動報告書兼領収書の提出様式をまとめる際の留意事項】

- 1 記載例は、一広報紙に政党活動に関する記事を合わせて掲載した場合です。
この場合、その掲載割合に応じ、按分して支出することになります。(記載例では全紙面の2分の1が政党活動関連記事と想定しております。)
- 2 印刷代を計上する場合は、印刷物の詳細(部数等)を記入願います。

活動報告書兼支払証明書（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費	⑥ 資料作成費	→ 経費項目の 番号を記入	4
	② 研修費	⑦ 資料購入費		
	③ 広聴広報費	⑧ 事務費		
	④ 要請陳情等活動費	⑨ 人件費		
	⑤ 会議費			

活動内容報告(注)

- 1 日 時 平成25年7月20日
 2 場 所(会場) 国土交通省、衆議院第一、第二議員会館、他
 3 対応者・参加者 國土交通政務官 海野 道進、県選出国会議員 相馬 太郎、他
 4 目 的 国道〇〇〇号線整備促進のための要請活動
 5 内 容 国道〇〇〇号線整備促進のため、國土交通省を訪れ、海野政務官に要請書を提出。その後、衆議院議員会館を訪れ、県選出国会議員への要請活動を実施した。

議員氏名	交通費(円)	日当(円)	合計(円)
福島 一男	22,800	3,300	26,100
若松 七男	24,600	3,300	27,900
合計	47,400	6,600	54,000

支出年月日	支 出 先	支 出 総 額	按分率	政務活動費からの支出額
25.7.19	上記のとおり	54,000円	100	54,000円

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名 ○○会

政務活動費経理責任者氏名 信夫 山男

(印)

- (注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。
 経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

整理番号 14について

【活動報告書兼支払証明書をまとめる際の留意事項】

- 1 記載例は、会派の命令を受け、中央省庁、国會議員に対し要請活動を行った場合です。
所属議員への支払実績を活動報告書兼支払証明書に整理しておりますが、所定の欄に収まらない場合には、所定の欄に「支払実績は別紙のとおり。」などと明記した上で、別紙(任意様式)に整理しても差し支えありません。
なお、活動報告書兼支払証明書と別紙が1件の支出であることが分かるよう、別紙の余白に整理番号を枝番号で記入してください。
- 2 旅費の支給に当たり、記載例では、「県議会の議員の議員報酬等に関する条例」に準じ、予め各会派において定める方法により定額給付を行った場合を想定しています。

活動報告書兼領収書の提出様式（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費	⑥ 資料作成費	→ 経費項目の番号を記入	4
	② 研修費	⑦ 資料購入費		
	③ 広聴広報費	⑧ 事務費		
	④ 要請陳情等活動費	⑨ 人件費		
	⑤ 会議費			

【活動内容報告】（注）

- 1 日 時 平成25年7月20日
 2 場 所（会場） 国土交通省、衆議院第一、第二議員会館、他
 3 対応者・参加者 国土交通政務官 海野道進、県選出国會議員 相馬太郎、他
 4 目 的 国道〇〇〇号線整備促進のための要請活動
 5 内 容 国道〇〇〇号線整備促進のため、国土交通省を訪れ、海野政務官に要請書を提出。その後、衆議院議員会館を訪れ、県選出国會議員への要請活動を実施した。

その際の要請書印刷経費（カラー、30ページ、50部）

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

- 1 支出月日 平成25年7月15日
 2 領収書枚数 1 枚
 3 政務活動費からの支出額
 ① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合
 36,750 円
 ② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合
 _____円（領収書の額面 _____円）
 ③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合
 _____円（領収書の額面 _____円 × 按分率 _____）

（注）経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

領 収 書

○○会代表 福島 太一郎 様

平成25年7月15日

¥ 3 6 , 7 5 0 -

ただし、国道○○○号線整備促進に関する要請書印刷代として

福島市杉妻町○ Tel 024-521-0101

株○○印刷 代表取締役 県北 登印

整理番号 14について

【留意事項】

- 記載例は、要請書を印刷会社に外注した場合です。

【活動報告内容】の欄には、印刷物の詳細（ページ数、部数等）を記載願います。

(様式 3)

整理番号

15

活動報告書兼支払証明書（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費	⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務費 ⑨ 人件費	→ 経費項目の番号を記入	4
------	--	--------------------------------------	--------------	---

活動内容報告（注）				
1 日 時	平成25年11月7日			
2 場 所（会場）	○○病家族の会	代表 □原 △助 氏宅		
3 対応者・参加者	○○病家族の会	代表 □原 △助、副代表 ○川 ◎夫 他		
4 目 的	住民相談			
5 内 容	○○病に対する公的補助を求める陳情を計画している団体の代表者等から、陳情内容等について意見交換。			
議員氏名 交通費（円） 日当（円） 合計（円）				
福島 一男	925			925
若松 七男	4,440	820	5,260	
合計	5,365	820	6,185	
支出年月日	支 出 先	支 出 総 額	按分率	政務活動費からの支出額
25.11.10	上記のとおり	6,185円	100	6,185円

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名 ○○会
政務活動費経理責任者氏名 信夫 山男

印

- (注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。
経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

整理番号 15について

【留意事項】

- 1 記載例は、要請陳情活動の前提となる住民相談を行った場合です。
要請陳情等活動費での住民相談は個別に相談を受ける場合を想定しており、予め日時場所等を特定して開催する住民相談会については、会議費で整理するようになります。
- 2 旅費の支給に当たり、記載例では、「県議会の議員の議員報酬等に関する条例」に準じ、予め各会派において定める方法により定額給付を行った場合を想定しています。

(様式3)

整理番号

16

活動報告書兼支払証明書（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費	⑥ 資料作成費	→ 経費項目の 番号を記入	5
	② 研修費	⑦ 資料購入費		
	③ 広聴広報費	⑧ 事務費		
	④ 要請陳情等活動費	⑨ 人件費		
	⑤ 会議費			

活動内容報告(注)																																												
1 日 時	平成25年10月15日 13時～																																											
2 場 所 (会場)	福島市、○○会第2控室																																											
3 対応者・参加者	下記のとおり																																											
4 目 的	○○会商工企画部会の開催																																											
5 内 容	次定例会に向け、所管する事項について協議した。																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>議員氏名</th><th>交通費(円)</th><th>日当(円)</th><th>合計(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島一男</td><td>740</td><td>0</td><td>740</td></tr> <tr> <td>伊達次男</td><td>1,850</td><td>0</td><td>1,850</td></tr> <tr> <td>若松七男</td><td>3,700</td><td>820</td><td>4,520</td></tr> <tr> <td>坂下五郎</td><td>4,625</td><td>820</td><td>5,445</td></tr> <tr> <td>河東道夫</td><td>5,550</td><td>820</td><td>6,370</td></tr> <tr> <td>山都八雄</td><td>7,400</td><td>820</td><td>8,220</td></tr> <tr> <td>白河関夫</td><td>4,300</td><td>820</td><td>5,120</td></tr> <tr> <td>塙満</td><td>8,480</td><td>820</td><td>9,300</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>36,645</td><td>4,920</td><td>41,565</td></tr> </tbody> </table>					議員氏名	交通費(円)	日当(円)	合計(円)	福島一男	740	0	740	伊達次男	1,850	0	1,850	若松七男	3,700	820	4,520	坂下五郎	4,625	820	5,445	河東道夫	5,550	820	6,370	山都八雄	7,400	820	8,220	白河関夫	4,300	820	5,120	塙満	8,480	820	9,300	合計	36,645	4,920	41,565
議員氏名	交通費(円)	日当(円)	合計(円)																																									
福島一男	740	0	740																																									
伊達次男	1,850	0	1,850																																									
若松七男	3,700	820	4,520																																									
坂下五郎	4,625	820	5,445																																									
河東道夫	5,550	820	6,370																																									
山都八雄	7,400	820	8,220																																									
白河関夫	4,300	820	5,120																																									
塙満	8,480	820	9,300																																									
合計	36,645	4,920	41,565																																									
支出年月日	支 出 先	支 出 総 額	按分率	政務活動費からの支出額																																								
25.10.15	上記のとおり	41,565円	100	41,565円																																								

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 ○○会

政務活動費經理責任者氏名 信夫 山男

印

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

整理番号 16について

【活動報告書兼支払証明書をまとめる際の留意事項】

- 1 記載例は、会派の部会に所属議員を召集した場合です。

所属議員への支払実績を活動報告書兼支払証明書に整理しておりますが、所定の欄に收まらない場合には、所定の欄に「支払実績は別紙のとおり。」などと明記した上で、別紙（任意様式）に整理しても差し支えありません。

なお、活動報告書兼支払証明書と別紙が1件の支出であることが分かるよう、別紙の余白に整理番号を枝番号で記入してください。

- 2 旅費の支給に当たり、記載例では、「県議会の議員の議員報酬等に関する条例」に準じ、予め各会派において定める方法により定額給付を行った場合を想定しています。

活動報告書兼支払証明書（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費	⑥ 資料作成費	→ 経費項目の 番号を記入	5
	② 研修費	⑦ 資料購入費		
	③ 広聴広報費	⑧ 事務費		
	④ 要請陳情等活動費	⑨ 人件費		
	⑤ 会議費			

活動内容報告(注)				
1 日 時	平成25年9月18日 14時～			
2 場 所(会場)	郡山市××地区、□□会館			
3 対応者・参加者	○○会郡山市選出議員3名・郡山市××地区住民の方々(約20名)			
4 目 的	郡山市××地区住民相談会			
5 内 容	郡山市××地区□□会館を借り、××地区住民相談会を実施、県政に関する相談や意見交換を実施した。 主な意見としては×××××××、×××××××××、××××、 ××××××××、×××××××などであった。			
その際の、旅費。				
議員氏名	交通費(円)	日当(円)	合計(円)	
郡山 六男	1,332	0	1,332	
喜久田 勝	296	0	296	
田村 熱	1,554	0	1,554	
	3,182	0	3,182	
支出年月日	支 出 先	支 出 総 額	按分率	政務活動費からの支出額
25.9.20	上記のとおり	3,182円		3,182円

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 ○○会

政務活動費経理責任者氏名 信夫 山男

(印)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

活動報告書兼領収書の提出様式（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費	⑥ 資料作成費	→ 経費項目の番号を記入	5
	② 研修費	⑦ 資料購入費		
	③ 広聴広報費	⑧ 事務費		
	④ 要請陳情等活動費	⑨ 人件費		
	⑤ 会議費			

【活動内容報告】(注)

- 1 日 時 平成25年9月18日 14時～
- 2 場 所(会場) 郡山市××地区、□□会館
- 3 対応者・参加者 ○○会郡山市選出議員3名・郡山市××地区住民の方々
- 4 目 的 郡山市××地区住民相談会
- 5 内 容 郡山市××地区□□会館を借り、××地区住民相談会を実施、県政に関する相談や意見交換を実施した。
主な意見として××××××××、××××××××、××××、
××××××××、××××××××などを頂戴した。

その際の会場使用料、茶菓代

【領収書の内容】

***領収書は裏面に貼付**

- 1 支出月日 平成25年9月18日
- 2 領収書枚数 2 枚
- 3 政務活動費からの支出額
- ① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合
33,150 円
- ② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合
_____円 (領収書の額面 _____円)
- ③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合
_____円 (領収書の額面 _____円 × 按分率 _____)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

領 収 書
○○会 代表 福島 太一郎 様
平成25年9月18日
<u>¥ 3 0, 0 0 0 -</u>
ただし、平成25年9月18日、郡山市××地区住民相談会 会場使用料として
郡山市×× TEL 024-949-1001
□□会館 館長 西向 修 印

領 収 書
平成25年9月18日
料金 3, 150円 ただし、缶ジュース(1ケース)代として。
△△商店 △△平治 印
電話 024-947-4567

合計 33, 150円

整理番号17について

【活動報告書兼領収書の提出様式／活動報告書兼支払証明書をまとめる際の留意事項】

1 1件の支出で、領収書と支払証明書のそれぞれをまとめる場合があります。

記載例では、所属議員に対する支出については「活動報告書兼支払証明書」で、業者からの請求に基づき支出した場合には「活動報告書兼領収書の提出様式」で、それぞれ整理した例を示しております。

なお、記載例では、所属議員への支払実績を活動報告書兼支払証明書に整理しておりますが、所定の欄に收まらない場合には、所定の欄に「支払実績は別紙のとおり。」などと明記した上で、別紙(任意様式)に整理しても差し支えありません。

この場合、活動報告書兼支払証明書と別紙が1件の支出であることが分かるよう、別紙の余白に整理番号を枝番号で記入してください。

2 旅費の支給に当たり、記載例では、「県議会の議員の議員報酬等に関する条例」に準じ、予め各会派において定める方法により定額給付を行った場合を想定しています。

活動報告書兼支払証明書（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費	⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務費 ⑨ 人件費	 経費項目の番号を記入	5
------	--	--------------------------------------	--	---

活 動 內 容 報 告 (注)

議員氏名	交通費(円)	日当(円)	宿泊料(円)	会費(円)	合計(円)
山都 八雄	6, 068	1, 640	14, 900	5, 000	27, 608

支出年月日	支 出 先	支 出 総 額	按分率	政務活動費からの支出額
25. 10. 20	山都 八雄	27, 608円	100	27, 608円

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名

政務活動費經理責任者氏名 信夫 山男

印

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

領 収 書
県議会議員 山都 八雄 様
<u>¥ 5, 000 -</u>
ただし、平成25年10月20日
エネルギー問題意見交換会懇親会費として
財団法人エネルギー問題研究会 代表 原子 勉 (印)

整理番号18について

【活動報告書兼領収書の提出様式／活動報告書兼支払証明書をまとめる際の留意事項】

- 1 1件の支出で、領収書と支払証明書のそれぞれをまとめる場合があります。
記載例では、所属議員に対する支出については「活動報告書兼支払証明書」に、懇親会費については主催者発行の領収書を別紙（任意様式）に、それぞれ整理した例を示しております。
なお、記載例では、所属議員への支払実績を活動報告書兼支払証明書に整理しておりますが、所定の欄に収まらない場合には、所定の欄に「支払実績は別紙のとおり。」などと明記した上で、別紙（任意様式）に整理しても差し支えありません。
この場合、活動報告書兼支払証明書と別紙が1件の支出であることが分かるよう、別紙の余白に整理番号を枝番号で記入してください。
- 2 旅費の支給に当たり、記載例では、「県議会の議員の議員報酬等に関する条例」に準じ、予め各会派において定める方法により定額給付を行った場合を想定しています。
なお、会派で定める方法において、実費により支給する規定をしている場合には、領収書等支払を証明する書類の添付が必要になります。

整理番号	19
------	----

活動報告書兼領収書の提出様式（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費	⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務費 ⑨ 人件費	→ 経費項目の番号を記入	6
------	--	--------------------------------------	--------------	---

【活動内容報告】(注)

4 目的

9月定例会における議会審議に関する資料を作成するため。

5 内容

9月定例会における、〇〇〇条例案、企業立地に係る□□事業、子育て△△△事業外に関する資料集の印刷及び製本代。

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

1 支出月日 平成25年10月30日

2 領収書枚数 1 枚

3 政務活動費からの支出額

① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合

94,500 円

② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合

 円 (領収書の額面 円)

③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合

 円 (領収書の額面 円 × 按分率)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

領 収 書

○○○会代表 福島 太一郎 様

平成25年10月30日

¥ 9 4, 5 0 0 -

ただし、平成25年9月定例会資料集印刷及び製本代として

福島市杉妻町○ 電話 024-521-2222

(株) ○○印刷 代表取締役 県北 昇

印

活動報告書兼領収書の提出様式（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費	⑥ 資料作成費	→ 経費項目の番号を記入	7
	② 研修費	⑦ 資料購入費		

【活動内容報告】(注)

4 目的

議会審議に関する資料を収集するため。

5 内容

図書の購入

- ① タイトル 「議会改革」
・「より良い福祉サービスのあり方とは～日欧比較」
- ② 冊 数 2冊

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

1 支出月日 平成25年10月30日

2 領収書枚数 1 枚

3 政務活動費からの支出額

- ① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合

3,420 円 (書籍代3,000円 + 振込手数料420円)

- ② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合

 円 (領収書の額面 円)

- ③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合

 円 (領収書の額面 円 × 按分率)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

○○銀行キャッシュサービスご利用明細			
年月日	時刻	取引番号	端末番号
25-10-30	11:30	22222	AAAA
取引種別	お振込		
振込手数料	※※420	取引金額	※※※※※※3,000
振込又はその他の内容	印紙税申告納付につき ● ● 税務署承認済		
銀行名	△△銀行		
支店名	□□支店		
科目・口座番号	普通 1234		
受取人名	(株)○○書店		様
依頼人名	○○○カタヒヨウ フクシマ タチヒ		様
電話番号	024-521-1110		

整理番号20について

【留意事項】

記載例は書店からの請求書に基づき、後日ATMで振り込み、支払った場合のものです。
なお、領収書の内容③の①の余白に、書籍の金額と振込手数料の額を記載願います。

活動報告書兼領収書の提出様式（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費	⑥ 資料作成費	→ 経費項目の番号を記入	8
	② 研修費	⑦ 資料購入費		
	③ 広聴広報費	⑧ 事務費		
	④ 要請陳情等活動費	⑨ 人件費		
	⑤ 会議費			

【活動内容報告】（注）

4 目的

会派が行う政務活動に係る事務の遂行に要するため。

5 内容

事務用品の購入

- ① コピー用紙 50箱
- ② 鉛筆、ボールペン、蛍光ペン 各30本

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

1 支出月日 平成25年10月30日

2 領収書枚数 1 枚

3 政務活動費からの支出額

- ① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合

105,000 円

- ② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合

 円 (領収書の額面 円)

- ③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合

 円 (領収書の額面 円 × 按分率)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

領 収 書

○○○会代表 福島 太一郎 様

平成25年10月30日

¥ 105, 000-

ただし、品代として
(コピー用紙、鉛筆、ボールペン、蛍光ペン等文房具)

福島市杉妻町○ TEL024-521-3333

(株)○○商会 代表取締役 采女 徹

印

活動報告書兼支払証明書(会派執行用)

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費	⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務費 ⑨ 人件費	→ 経費項目の番号を記入	8
------	--	--------------------------------------	--------------	---

活動内容報告(注)

4 目的

会派が行う政務活動に係る事務の遂行に要するため。

5 内容

会派控室用コピー機リース料(4月分)

口座引落による

支出月日等は下記のとおり。

支出年月日	支 出 先	支 出 総 額	按分率	政務活動費からの支出額
25. 4. 30	(株)○○商会	26, 250円	100	26, 250円

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名 ○○会
政務活動費経理責任者氏名 信夫山男

印

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

整理番号22について

【留意事項】

記載例は、毎月のリース料を会派の口座から自動引き落としにより支払った場合のものです。
政務活動費経費項目別支出簿には、口座引落日で整理することになりますので、口座管理を適切に行ってください。

活動報告書兼領収書の提出様式（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費	⑥ 資料作成費	→ 経費項目の 番号を記入	8
	② 研修費	⑦ 資料購入費		

【活動内容報告】(注)

4 目的

会派が行う政務活動に係る事務の遂行に要するため。

5 内容

会派控室用パソコンのインターネット通信料（9月分）

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

1 支出月日 平成25年10月30日

2 領収書枚数 1 枚

3 政務活動費からの支出額

① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合

10,605 円 (通信料 10,500円 + 振込手数料 105円)

② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合

 円 (領収書の額面 円)

③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合

 円 (領収書の額面 円 × 按分率)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

○○銀行キャッシュサービスご利用明細			
年月日	時刻	取引番号	端末番号
25-10-30	11:30	22222	AAAA
取引種別	お振込		
振込手数料	※※105	取引金額	※※※※※10,500
振込又はその他の内容	印紙税申告納付につき ● ● 稅務署承認済		
銀行名	△△銀行		
支店名	□□支店		
科目・口座番号	普通 2345		
受取人名	(株)ネットワークサービス○○	様	
依頼人名	○○○カジ化ヨウ フクシマ タチヨウ	様	
電話番号	024-521-1111		

整理番号23について

【留意事項】

記載例は、毎月プロバイダーからの請求書に基づき、後日金融機関のATMで振り込み、支払った場合のものです。

なお、【領収書の内容】3の①の余白に、請求金額と振込手数料の額を記載願います。

活動報告書兼領収書の提出様式（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費	⑥ 資料作成費	→	経費項目の番号を記入	9
	② 研修費	⑦ 資料購入費			
	③ 広聴広報費	⑧ 事務費			
	④ 要請陳情等活動費	⑨ 人件費			
	⑤ 会議費				

【活動内容報告】（注）

4 目的

会派が行う政務活動を補助する職員の雇用に要するため。

5 内容

○○会臨時事務補助員雇用経費 1名

平成25年10月分賃金

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

1 支出月日 平成25年10月25日

2 領収書枚数 1 枚

3 政務活動費からの支出額

① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合

_____ 円

② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合

_____ 円 (領収書の額面 _____ 円)

③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合

100, 262 円 (領収書の額面 200, 525 円 × 按分率 50%)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

振込金受取書（兼手数料領収書）														
依頼日	平成25年10月25日			振込指定	電信扱		文書扱							
振込先	△△	銀行	信金 信組 JA その他	□□支店（出張所）										
受取人	科 目	普通	当座 賐蓄 その他	額	金	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	口座番号	0101010					2	0	0	0	0	0	0	0
	フリガナ	タジマ エイコ			漢字名	田島 英子 様 (連絡先 024-521-7777)								
依頼人	フリガナ	○○カイダイヒョウ フクシマ タイチロウ						手数料	525					
	漢字名	○○会代表 福島 太一郎						○○銀行				印 印紙		
	住 所	福島市杉妻町○ (連絡先 024-521-1111)												

整理番号24について

【留意事項】

1 記載例では、職員への支払を口座振込（窓口利用）により行った場合のものです。

2 記載例は、一職員を政党活動のほか政務活動に従事させた場合です。

この場合は、その従事割合に応じ、按分して支出することになります。（記載例では政務活動と政党活動が渾然一体となっており明確に区分することができないため、按分の考え方により従事割合を2分の1以内（2分の1）としております。）

なお、【領収書の内容】3の③の余白に計算式を記載願います。（記載例では、振込手数料についても、同様に按分の考え方により2分の1以内としております。）

(様式3)

整理番号

25

活動報告書兼支払証明書（会派執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費	⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務費 ⑨ 人件費	→ 経費項目の番号を記入	9
------	--	--------------------------------------	--------------	---

活動内容報告（注）				
4 目的	会派が行う政務活動を補助する職員の雇用に要するため。			
5 内容	○○会入札制度研究部会 調査研究員 雇用経費（9月分）			
氏名	給料	通勤手当	支給額計	
小峯丈	300,000	5,000	305,000	
支出年月日	支出先	支出総額	按分率	政務活動費からの支出額
25.9.30	上記のとおり	305,000円	100	305,000円

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 ○○会
政務活動費経理責任者氏名 信夫山男

印

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。
経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

整理番号 25について

【留意事項】

- 1 記載例では、職員への支払を現金で行った場合のものです。この場合、政務活動費経費項目別支出簿の整理は、職員が受領した日で整理することになります。
- 2 記載例は、職員への支払実績を活動報告書兼支払証明書に整理しておりますが、所定の欄に「支払実績は別紙のとおり。」などと明記した上で、別紙（任意様式）に整理しても差し支えありません。
なお、活動報告書兼支払証明書と別紙が1件の支出であることが分かるよう、別紙の余白に整理番号を枝番号で記入してください。

(様式4)

政務活動費経費項目別支出簿（会派執行用） (25年度)

会派名 ○○会

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費	⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務費 ⑨ 人件費	→ 経費項目の番号を記入	1
------	--	--------------------------------------	--------------	---

支出年月日	政務活動費からの支出額 円	証拠書類	
		(該当する方に○をつける。)	整理番号
25.5.9	450,000	領収書・支払証明書	2
25.5.12	6,720	領収書・支払証明書	2-1
25.5.13	5,460	領収書・支払証明書	2-2
25.9.18	200,000	領収書・支払証明書	3
26.2.1	1,500,840	領収書・支払証明書	5
26.3.31	8,807,600	政務活動費から振分	
計	11,707,160		

政務活動費経費項目別支出簿（会派執行用）について

【留意事項】

- 1 記載例は、「調査研究費」の記載例として示したものをまとめたものです。
整理番号2、3、5の記載例と合わせて確認してください。
- 2 支出簿への記載に当たっては、任意様式ではなく、「活動報告書兼領収書の提出様式」「活動報告書兼支払証明書」の各様式ごとに記載してください。
これは、支出簿と各様式を突き合わせる際、当該支出が按分対象となるのか、按分率は適正かなどを確認する必要があるからです。（任意様式にはこれらの項目がなく、按分の取扱いが不明確です。）
- 3 当該年度終了後、所属議員から政務活動完了報告書が提出されることで、議員に委託した政務活動費の経費項目が確定しますので、各経費項目ごとの所属議員合計額を年度末の日付で計上してください。

(様式4)

政務活動費経費項目別支出簿（会派執行用） (25年度)

会派名 ○○会

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費	⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務費 ⑨ 人件費	→ 経費項目の番号を記入 1~9
------	--	--------------------------------------	---------------------

支出年月日	政務活動費からの支出額 円	証拠書類	
		(該当する方に〇をつける。)	整理番号
25. 4. 10	18, 750, 000	領収書・支払証明書	1
25. 7. 10	18, 750, 000	領収書・支払証明書	-
25. 10. 10	18, 750, 000	領収書・支払証明書	-
25. 10. 31	△500, 000	領収書・支払証明書	4
26. 1. 10	18, 750, 000	領収書・支払証明書	-
26. 3. 31	△50, 000	領収書・支払証明書	6
小計	74, 450, 000		
26. 3. 31	△74, 450, 000	各経費項目へ振分	
計	0		

政務活動費経費項目別支出簿（会派執行用）について

【留意事項】

- 1 記載例は、議員へ委託した政務活動費について、まとめたものです。
- 2 「経費項目の番号を記入」の欄には、1～9と記入してください。
- 3 支出簿への記載に当たっては、「活動報告書兼支払証明書」の様式ごとに記載してください。
これは、支出簿と各様式を突き合わせる際、当該支出が按分対象となるのか、按分率は適正かなどを確認する必要があるからです。（任意様式にはこれらの項目がなく、按分の取扱いが不明確です。）
- 4 議員へ委託した政務活動費については、当該年度終了後に議員が政務活動完了報告書を提出することで経費項目が確定しますので、年度末をもって、暫定的に計上していた支出額と同額を差し引いて支出額をゼロとし、議員が支出した経費について、それぞれの経費項目へ振り分けてください。

所属議員の経費項目別の執行実績を例のように別紙「政務活動費実績一覧表」にまとめてください。

(例)

○○会 政務活動費実績一覧表

議員名	支 付 額						委託額	残余
	調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費		
1 福島太一郎	353,320	150,800	670,500	66,000	134,030	20,000	18,500	360,000
2 矢吹常雄	218,920	58,000	133,060	52,500	128,000	48,600	135,000	642,600
3 福島一男	340,000	153,320	720,000	60,580	33,500	10,500	25,750	720,000
4 二本松三郎	128,000	88,070	208,000	34,000	52,500	0	142,600	460,000
5 本宮四郎	287,000	218,920	210,000	133,060	45,000	64,260	220,050	853,320
6 郡山六男	553,320	77,000	642,600	0	56,000	52,500	586,500	480,000
7 信夫山男	420,800	128,000	720,000	58,000	100,500	34,000	186,000	870,000
8 伊達次男	133,060	229,000	218,920	67,000	133,060	642,600	157,500	720,000
9 川俣潮	330,650	99,050	550,000	22,000	210,000	0	33,900	480,000
10 国見高雄	192,700	35,000	828,000	88,060	258,000	12,000	552,500	0
11 若松七男	218,920	128,800	735,000	158,360	0	0	0	620,000
12 坂下五郎	642,600	110,800	853,320	0	342,600	133,060	218,920	0
13 河東道夫	220,780	76,000	720,000	58,000	77,500	0	58,400	808,000
14 山都八雄	520,500	0	252,500	128,000	218,920	58,000	0	769,990
15 白河闘夫	218,920	59,300	600,000	42,600	214,800	30,000	133,060	720,000
16 喜久田勝	130,800	133,060	642,600	52,500	330,700	0	300,800	633,060
17 田村勲	642,600	168,000	853,320	78,000	128,000	0	58,000	200,000
18 湯本八兵衛	336,480	78,700	552,500	48,000	245,000	128,920	229,000	352,500
19 阿武久	720,960	218,920	360,000	170,600	31,800	12,800	440,760	458,000
20 堀倉高次	220,870	99,060	642,600	55,000	218,920	0	0	628,000
21 塙満	152,500	120,600	880,500	220,400	117,000	45,000	218,920	440,000
22 長沼亮	336,800	42,600	653,320	66,500	187,700	52,500	87,260	720,000
23 川内章	218,860	122,600	333,060	118,920	0	77,000	128,000	866,550
24 三島光一	785,400	56,000	720,000	0	0	0	249,880	218,920
25 富岡敬	298,760	157,600	453,320	88,000	298,700	0	348,000	360,000
26 只見光子	184,080	82,600	0	25,000	25,000	0	52,500	107,500
合計	8,807,600	2,891,800	14,153,120	1,891,080	3,587,280	1,421,740	4,631,800	13,505,140
								11,094,420
								12,466,020
								74,450,000
								-50,000

別記様式

平成26年4月30日

福島県議会議長 様

会派の名称 ○○会
代表者の氏名 福島 太一郎

印

政務活動費収支報告書

福島県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項（第2項）の規定により、下記のとおり
平成25年度政務活動費に係る収入及び支出の報告をします。

記

1 収 入

政務活動費 105,000,000 円

2 支 出

(単位：円)

経 費	支 出 額	備 考
調査研究費	11,707,160	詳細は別紙経費項目別支出簿及び領収書等の写しのとおり。
研 修 費	5,263,120	同上
広聴広報費	25,794,190	同上
要請陳情等活動費	2,763,500	同上
会 議 費	5,776,250	同上
資料作成費	2,178,000	同上
資料購入費	5,704,960	同上
事 務 所 費	13,505,140	同上
事 務 費	14,186,325	同上
人 件 費	17,860,020	同上
合 計	104,738,665	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入すること。

3 残 余 261,335 円

政務活動費収支報告書について

【留意事項】

- 1 「備考」欄には主たる支出の内訳を記載することになりますが、収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付することになりますので、「詳細は別紙経費項目別支出簿及び領収書等の写しのとおり。」と記載し、支出の内訳を省略しても差し支えありません。
- 2 「別紙領収書等の写し」として提出する書類は、次のとおりです。
 - (1) 活動報告書兼領収書の提出様式（会派執行用）（様式2）
 - (2) 活動報告書兼支払証明書（会派執行用）（様式3）

なお、会派が所属議員に政務活動を委託した場合、その実績を報告するため、各議員が会派に提出する「政務活動完了報告書」（様式第4号（第3条関係））は、この活動報告書兼支払証明書の添付書類となります。
 - (3) 政務活動費経費項目別支出簿（会派執行用）（様式4）

このほか、会派が所属議員に政務活動を委託した場合には、次の書類も合わせて提出することになります。
 - (4) 活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）（様式5）
 - (5) 活動報告書兼支払証明書（議員執行用）（様式6）
 - (6) 政務活動費支払証明書（燃料費）（様式7）
 - (7) 政務活動費経費項目別支出簿（議員執行用）（様式8）
- 3 記載例では、残余が生じております。

この場合は、条例第11条（政務活動費の返還）の規定に基づき、返還の事務処理を行うことになります。

なお、事務処理に当たっては、別途議会事務局から必要な手続きを示します。

活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→	経費項目の番号を記入	1
------	--	---	------------	---

【活動内容報告】(注)

1 日 時

平成25年8月1日～2日

2 場 所

○○県□□町役場会議室

○○市△△団体応接室

3 対応者

○○町役場地域振興課 課長 宮沢賢志郎ほか

○○市郷土産品開発サークル 北上麗子ほか

4 目 的

地場産業活性化対策に関する先進県調査

5 内 容

(1) ○○町の地場産業である○○・を活用し、町おこしを進めている役場の担当者から取組状況を聴取し、その内容から本県においても活用できる手法等について検討すべきであることを感じた。

(2) ○○市郷土産品開発サークルから「○○・・・」開発に関する視点や商品化に向けての意見等を聴取した。

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

1 支出月日 平成25年8月1日

2 領収書枚数 2 枚

3 政務活動費からの支出額

(1) 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合

23,000 円

(2) 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合

 円 (領収書の額面 円)

(3) 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合

 円 (領収書の額面 円 × 按分率)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

領 収 書

平成 25 年 8 月 1 日

県議会議員 福島 一男 様

¥ 1 7, 0 0 0 -

ただし、新幹線乗車券・特急券代、福島駅～○○駅往復分として

J R 東日本(株)びゅうプラザ福島駅
支店長 県 北 守

印

領 収 書

福島 一男 様

¥ 6, 0 0 0 -

但し、品代（「福島の桃」2箱）として

平成 25 年 8 月 1 日

福島県観光物産館
電話 024-525-4031

印

活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費		経費項目の番号を記入 1
------	--	--	---------------------

【活動内容報告】(注)

「1 日時」から「5 内容」については、整理番号1と同様である。

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

1 支出月日 平成25年8月2日

2 領収書枚数 3 枚

3 政務活動費からの支出額

① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合

_____ 円

② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合

8月2日支出分の領収書は、裏面及び1-2のとおり。

裏面領収書について

- ・室料、サービス料、朝食代は政務活動費の支出対象経費とする。(計12,200円)

- ・冷蔵庫使用料は私的利用のため除外する。

→ 政務活動費からの支出額 $12,200\text{円} \times 1.05 = 12,810\text{円}$

1-2について

政務活動費からの支出額 2件合計14,650円

27,460 円 (領収書の額面 27,985 円)

③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合

_____ 円 (領収書の額面 _____ 円 × 按分率 _____)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏 面)

整理番号 1-1

領 収 書

(RECEIPT)

○○プラザホテル

〒 111-2222 ○○市○○一丁目 1-11

電話○○○-○○-○○○○

ファクス○○○-○○-○○○○

ROOM NO.	PERS	NAME	TIME BILL No.	
CLERK				
701	1/0	フクシマ カズオ		

MEMO	日 付 DATE	科 目 名 DESCRIPTION	料 金 CHARGE	お 支 払 CREDIT
	130801	室料	10,000	
	130801	サービス料	1,000	
	130801	朝食	1,200	
	130801	冷蔵庫使用料	500	
	130801	消費税等	635	
		合計	13,335	13,335
		<p style="text-align: center;">PAID フロント OOPLAZA HOTEL 2013.8.2</p>		
		ご利用ありがとうございます。右記金額正に領収致しました。 The Amount is Received with MANY THANKS.	差 引 残 高 BALANCE	0

整理番号 1 — 2

領 収 書

平成 25 年 8 月 2 日

県議会議員 福島 一男 様

¥ 13, 650 —

ただし、平成 25 年 8 月 2 日（8 時間）レンタカ一代として

○○市○○町○ 012-345-6789
○○レンタリース○○支店
支店長 森 正 広

印

領 収 書

福島 一男 様

¥ 1, 000 —

但し、8 月 2 日昼食代として

平成 25 年 8 月 2 日

○○食堂
電話 012-322-1111

印

活動報告書兼支払証明書(議員執行用)

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→	経費項目の番号を記入	1
------	--	---	------------	---

活動内容報告(注)				
1	日 時 平成25年8月2日 午後1時30分から午後3時まで			
2	場 所 ○○市△△団体応接室ほか郷土産品製作現場及び販売所			
3	対応者 ○○市郷土産品開発サークル 代表 北上麗子 ○○市郷土産品開発サークル 副代表 高原透			
4	目 的 地場産業活性化対策に関する調査			
5	内 容 (1) ······ (2) ······			
※ 支出目的 ○○市郷土産品研究開発サークルに対する謝礼 (試作品提供、製作現場等現地調査に係る車代として)				
支出年月日	支 出 先	支 出 総 額	按分率	政務活動費からの支出額
25. 8. 2	○○市郷土産品研究開発サークル代表	10,000円	100	10,000円

上記のとおり相違ないことを証明します。

議員氏名 福島 一男

印

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

整理番号1について

- 1件の支出で活動報告書兼領収書の提出様式と活動報告書兼支払証明書を作成することができます。このような場合であっても、1件の支出であることを明確にするため、整理番号を枝番号で管理するのが分かりやすいと考えます。

【活動報告書兼領収書の提出様式をまとめる際の留意事項】

- 1 貼付する領収書が複数枚ある場合には、それぞれの領収書が重ならないように貼付してください。

この結果、1件の支出で活動報告書兼領収書の提出様式が2枚以上になっても差し支えありません。

- 2 記載例では、日付ごとに活動報告書兼領収書の提出様式と領収書を整理しました。

これは、「政務活動費経費項目別支出簿」に記載する際に、日付ごとの整理をしやすくするための処理です。

- 3 活動報告書兼領収書の提出様式等が複数枚になるときは、2枚以降、枝番号をふって、それらが1件の支出であることが分かるようにしてください。

- 4 記載例では、活動報告書兼領収書の提出様式の「領収書の内容」に政務活動費から支出する内訳を総括して記載した例を示しております。

なお、領収書の内訳で政務活動費からの支出が適当でない経費がある場合には、内訳をまとめる際にその内容が分かるように記載してください。

【活動報告書兼支払証明書をまとめる際の留意事項】

- 5 調査過程における相手方の特別な便宜供与に対して、謝礼を支出する場合も想定されます。この場合、相手方から領収書を徴することは実質的に困難ですので、活動報告書兼支払証明書により、活動内容及び支出の実績をまとめることになります。

まとめるに当たっては、活動内容が分かるように様式の記載事項ごとに詳細に記述するとともに支出目的についても記入してください。

なお、相手方の名刺や調査先から受け取った資料等は、各自保管してください。（活動報告書兼支払証明書に添付する必要はありません。）

(様式 5)

整理番号	2
------	---

活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→ 経費項目の番号を記入	1
------	--	--------------	---

【活動内容報告】(注)

1 日 時

平成26年1月16日～18日

2 場 所

○○県議会事務局内

○○県地域医療課内

独立行政法人○○医科大学

○○県□□村立□□診療所

3 対応者

○○県議会事務局 局長 美春先人、 調査課長 原勝ほか

○○県生活福祉部地域医療課 課長 保井尽一ほか

独立行政法人○○医科大学事務局 局長 八田幸ほか

○○県□□村立□□診療所 所長 独田琴

4 目 的

地方議会及びべき地医療対策に関する先進県調査

5 内 容

(1)

(2)

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

1 支出月日 平成26年1月15日

2 領収書枚数 1 枚

3 政務活動費からの支出額

① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合

143,500 円

② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合

_____ 円 (領収書の額面 _____ 円)

③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合

_____ 円 (領収書の額面 _____ 円 × 按分率 _____)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

領 収 書

平成 26 年 1 月 15 日

県議会議員 福島 一男 様

¥ 1 4 3, 5 0 0 -

ただし、平成 26 年 1 月 16 日～18 日、○○県調査
JR 切符代、航空券代、ホテル代、食事代、現地車両代として

福島市杉妻町○ Tel 024-521-0101

(株)○○旅行福島支店 支店長 県北 繁

印

(様式5)

整理番号

2-1

活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→ 経費項目の番号を記入	1
------	--	--------------	---

【活動内容報告】(注)

4 目的

平成26年1月16日～18日実施の先進県調査の結果をまとめるため。

5 内容

地方議会及びへき地医療対策に関する調査結果報告書印刷・製本代。

(全30ページ、15部)

【領収書の内容】

*領収書は裏面に貼付

1 支出月日 平成26年2月17日

2 領収書枚数 1 枚

3 政務活動費からの支出額

① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合

47,250 円

② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合

 円 (領収書の額面 円)

③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合

 円 (領収書の額面 円 × 按分率)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

領 収 書

平成26年2月17日

県議会議員 福島 一男 様

¥ 47, 250 -

ただし、先進県調査結果報告書 印刷及び製本代として

福島市杉妻町○ Tel.024-521-2222

(株)○○印刷 代表取締役 県北 昇

印

整理番号2について

【活動報告書兼領収書の提出様式をまとめる際の留意事項】

- 1 記載例では、出張経費に係る領収書と調査報告書作成経費の領収書の発行日が離れてしまう場合の例です。
このような場合であっても、同一案件の支出であることを明確にするため、2枚目の活動報告書兼領収書の提出様式の整理番号には枝番号をふって整理するのが適当であると考えます。
- 2 調査地等において、当初の想定以外に生じた経費のうち政務活動費からの支出する経費については、議員執行編・整理番号1の例を参考にし、領収書等を整理してください。
- 3 印刷代を計上する場合は、印刷物の詳細（ページ数、部数等）を記入願います。

活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→	経費項目の番号を記入	2
------	--	---	------------	---

【活動内容報告】(注)

1 日 時

平成25年10月20日 午後1時～午後5時30分

2 場 所

福島市〇〇ホテル

3 対応者・参加者

市町村長、地方議会議員ほか

4 目 的

地域活性化シンポジウムへの参加

5 内 容

(1) 地域活性化シンポジウム講師の〇〇〇〇氏の講演をやパネルディスカッション等を拝聴し、様々な地域活性化の実践例や実践者の意見を聞き、本県の〇〇地域の活性化策に生かすべきであると感じた。

(2)

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

1 支出月日 平成25年10月20日

2 領収書枚数 2 枚

3 政務活動費からの支出額

(1) 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合

8,000 円

(2) 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合

 円 (領収書の額面 円)

(3) 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合

 円 (領収書の額面 円 × 按分率)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

領 収 書

平成25年10月20日

県議会議員 福島 一男 様

¥ 3, 000-

ただし、平成25年10月20日地域活性化シンポジウム参加費として

財団法人地域活性化研究会
代表 県 北 守

印

領 収 書

平成25年10月20日

県議会議員 福島 一男 様

¥ 5, 000-

ただし、平成25年10月20日

地域活性化シンポジウム意見交換会会費として

財団法人地域活性化研究会
代表 県 北 守

印

(様式 5)

整理番号

4

活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→ 経費項目の番号を記入	3
------	--	--------------	---

【活動内容報告】(注)

1 日 時

平成25年9月2日 午後7時から午後9時

2 場 所

○○地区公民館

3 対応者・参加者

○○地区及び□□地区住民 60名

4 目 的

○○地区及び□□地区住民合同意見交換会

5 内 容

- (1) ○○地区的住民から、○○についてや□□について、それぞれ「……である。」や「……べきである。」等の意見が提案された。
- (2) □□地区的住民から、「……」、「……」及び「……」等の意見を聴取した。

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

1 支出月日 平成25年9月2日

2 領収書枚数 1 枚

3 政務活動費からの支出額

① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合

7,000 円

② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合

_____円 (領収書の額面 _____円)

③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合

_____円 (領収書の額面 _____円 × 按分率 _____)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

領 収 書

平成25年9月2日

県議会議員 福島 一男 様

¥ 7, 000 -

ただし、ペットボトル飲料（お茶）代として

福島市杉妻町○ Tel.024-521-5555

○○商店 代表 相馬 光 印

整理番号4について

【活動報告書兼領収書の提出様式をまとめる際の留意事項】

- 1 食糧費の支出に当たっては、公職選挙法に抵触することのないよう注意が必要です。
- 2 記載例では、居住地から会場までの交通手段を自動車と想定しております。
この場合の燃料費の取扱いについては、整理番号24にまとめましたので、参照してください。

(様式5)

整理番号	5
------	---

活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→ 経費項目の番号を記入	3
------	--	--------------	---

【活動内容報告】(注)

4 目的

県政活動の結果を広く県民に周知するため。

5 内容

福島一男政務活動広報紙（平成25年春期号）の印刷代。

〇〇〇〇部 印刷

表面：県政活動成果報告、裏面：後援会だより

【領収書の内容】

*領収書は裏面に貼付

1 支出月日 平成25年6月15日

2 領収書枚数 1 枚

3 政務活動費からの支出額

① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合

_____ 円

② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合

_____ 円 (領収書の額面 _____ 円)

③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合

105,000 円 (領収書の額面 210,000円 × 按分率 50%)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

領 収 書

平成25年6月15日

県議会議員 福島 一男 様

¥ 210, 000 -

ただし、県政活動広報紙（平成25年春期号）印刷代として

福島市杉妻町○ Tel.024-521-2222

(株)○○印刷 代表取締役 県北 昇

印

整理番号5について

【活動報告書兼領収書の提出様式をまとめる際の留意事項】

- 1 記載例は、議員の政務活動と後援会の政治活動が混在する場合を想定しております。
この場合、作成費用を按分することになりますので、経費項目の考え方に基づき、適切な按分率により政務活動費からの支出額を求めてください。
(記載例では2面構成で、表面が政務活動に関する内容、裏面が後援会活動に関する内容を想定し、按分率を50%としております。)
- 2 記載例のほか、会派活動分に係る経費は会派が全額負担したような場合は、議員の政務活動分のみ負担すればよいことになります。
この場合は、按分する必要はありませんが、活動報告書兼領収書の提出様式の【領収書の内容】3の①に按分する必要がない旨を明記してください。(例「領収書の金額には会派活動分の印刷代は含まれていない。(会派にて全額負担済み)」など)

活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費		経費項目の番号を記入	4
------	--	--	------------	---

【活動内容報告】(注)

- 1 日 時 平成25年8月30日
- 2 場 所 (会場) 国土交通省、衆議院第一、第二議員会館、他
- 3 対応者・参加者 国土交通政務官 海野 道進、県選出国會議員 相馬 太郎、他
- 4 目 的 ○○港災害復旧のための要請活動
- 5 内 容 ○○港災害復旧を要請するため、国土交通省を訪れ、海野政務官に要請書を提出。その後、衆議院議員会館を訪れ、県選出国會議員への要請活動を実施した。

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

1 支出月日 平成25年8月30日

2 領収書枚数 4 枚

3 政務活動費からの支出額

① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合

51,520 円

② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合

 円 (領収書の額面 円)

③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合

 円 (領収書の額面 円 × 按分率)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

領 収 書
湯本 八兵衛 様
平成 25 年 8 月 30 日
<u>¥ 48,800-</u>
ただし、平成 25 年 8 月 30 日 1 名様分の JR 等切符代として
福島市杉妻町○ Tel 024-521-0101
株○○旅行福島支店 支店長 県北 繁 印

No. 1001
領收書
2013 年 8 月 30 日
車番 101 号
運賃 820 円
計 820 円
○○交通株式会社 東京都千代田区○○ 1 Tel 03-1234-6789

No. 3303
領收書
2013 年 8 月 30 日
車番 220 号
運賃 900 円
計 900 円
株式会社○○無線 東京都港区○○ 3 Tel 03-3445-1187

領收書正
湯本八兵衛 様
<u>金 1,000 円</u>
但し、8 月 30 日昼食代) として
食事処○○ 印
電話 03-5211-2929

8 / 30 支出額計 51,520 円

整理番号 6 について

【留意事項】

- 記載例は、議員が中央省庁、国會議員に対し要請活動を行った場合です。

活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→	経費項目の番号を記入	4
------	--	---	------------	---

【活動内容報告】(注)

- 1 日 時 平成25年6月2日
- 2 場 所 (会場) ○○に公立夜間中学をつくる会 代 表 山上 ○進 氏宅
- 3 対応者・参加者 ○○に公立夜間中学をつくる会 代 表 山上 ○進、
副代表 佐々木 口之助 、他
- 4 目 的 住民相談
- 5 内 容 ○○に公立夜間中学をつくるための陳情を計画している団体の
代表者等と計画や陳情内容について意見交換。

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

1 支出月日 平成25年6月2日

2 領収書枚数 2 枚

3 政務活動費からの支出額

① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合

720 円

② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合

_____円 (領収書の額面 _____円)

③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合

_____円 (領収書の額面 _____円 × 按分率 _____)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

No. 1001

領收書

2013.6.2 13:05

¥ 3 6 0

○○バス株式会社

○○市××町1—1

TEL 0242-23-0009

No. 3303

領收書

2013.6.2 15:54

¥ 3 6 0

○○バス株式会社

○○市××町1—1

TEL 0242-23-0009

6 / 2 支出額計 720円

整理番号 7について

【留意事項】

1 記載例は、要請陳情活動の前提となる住民相談を行った場合です。

要請陳情等活動費での住民相談は個別に相談を受ける場合を想定しており、予め日時場所等を特定して開催する住民相談会については、会議費で整理するようになります。

活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→ 経費項目の番号を記入	5
------	--	--------------	---

【活動内容報告】(注)

- 1 日 時 平成25年11月29日 14時～
 2 場 所 (会場) いわき市××地区、△△会館
 3 対応者・参加者 いわき市××地区住民の方々
 4 目 的 いわき市××地区住民相談会
 5 内 容 いわき市××地区△△会館を借り、××地区住民相談会を実施、県政に関する相談や意見交換を実施した。
 主な意見として××××××××、××××××××、××××。
 その際の会場使用料、茶菓代

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

- 1 支出月日 平成25年11月29日
 2 領収書枚数 2 枚
 3 政務活動費からの支出額
 ① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合
26,300 円
 ② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合
 円 (領収書の額面 円)
 ③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合
 円 (領収書の額面 円 × 按分率)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

領 収 書

県議会議員 四倉 忠 様

平成25年11月29日

¥ 20,000-

ただし、平成25年11月29日、いわき市××地区住民相談会
会場使用料として

いわき市×× Tel 0246-49-2201

△△会館 館長 平 修平 (印)

領 収 書

平成25年11月29日

料金 6,300円

ただし、缶ジュース(1ケース)代として。

××商店 ××雅雄 (印)

電話 0246-47-4555

合計 26,300円

整理番号8について

【留意事項】

- 記載例は、議員が住民相談会を開催した場合です。

活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）

経費項目	① 調査研究費	→ 経費項目の番号を記入	5
	② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費		

【活動内容報告】(注)

- 1 日 時 平成25年10月20日 15時～、懇親会 18時～
- 2 場 所 (会場) 会津若松市 ○○○ホテル 5階
- 3 対応者・参加者 少子高齢社会問題に関する意見交換会及び参加者との懇親会
- 4 目 的 少子高齢社会問題に関する意見交換会に出席し、テーマについて、
- 5 内 容 有識者及び参加者と意見交換を実施、主な意見として、××××××
××や△△△△△△△△、○○○○○○○○という意見。
また、意見交換会終了後、パネリストや参加者を交えて懇親会が開催され、少子高齢社会問題について、議論を深めた。

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

1 支出月日 平成25年10月20日

2 領収書枚数 1 枚

3 政務活動費からの支出額

① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合

5,000 円

② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合

_____円 (領収書の額面、_____円)

③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合

_____円 (領収書の額面 _____円 × 按分率 _____)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

領 収 書
県議会議員 河東 道夫 様
<u>¥ 5, 000-</u>
ただし、平成25年10月20日
少子高齢社会問題意見交換会懇親会費として
財団法人少子高齢社会問題研究会 代表 高子 清 (印)

整理番号9について

【留意事項】

- 記載例は、議員が意見交換会に出席し、引き続きの懇親会へ参加した場合です。

(様式 5)

整理番号

10

活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→ 経費項目の番号を記入	6
------	--	--------------	---

【活動内容報告】(注)

4 目的

政務活動のために必要な資料を作成するため。

5 内容

本県におけるエネルギー政策の現状と課題に関する資料集の印刷及び製本代。

【領収書の内容】

*領収書は裏面に貼付

1 支出月日 平成25年10月1日

2 領収書枚数 1 枚

3 政務活動費からの支出額

① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合

26,250 円

② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合

_____ 円 (領収書の額面 _____ 円)

③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合

_____ 円 (領収書の額面 _____ 円 × 按分率 _____)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

領 収 書

県議会議員 福島 一男 様

平成25年10月1日

¥ 2 6 , 2 5 0 -

ただし、資料集印刷及び製本代として
タイトル「本県におけるエネルギー政策の現状と課題」

福島市杉妻町○ 電話 024-521-2222

(株) ○○印刷 代表取締役 県北 昇

印

(様式 6)

整理番号

11

活動報告書兼支払証明書(議員執行用)

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→ 経費項目の番号を記入	7
------	--	--------------	---

活動内容報告(注)

4 目的

政務活動のために必要な資料を収集するため。

5 内容

(1) 購入書籍名、冊数、金額(税込み)

- ① 「議会改革」 1冊 2,000円
 ② 「より良い福祉サービスのあり方とは」 1冊 1,000円

計 2冊

(2) 支払方法

口座引落(1回払い)

(3) 購入年月日

平成25年9月10日

(4) その他

インターネットでの購入による

支出年月日	支 出 先	支 出 総 額	按分率	政務活動費からの支出額
25. 10. 5	(株)〇〇書店本店	3,000円	100	3,000円

上記のとおり相違ないことを証明します。

議員氏名 福島 一男

印

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

整理番号 1 について

【留意事項】

- 1 記載例は、購入及び支払いをインターネット上で行った場合を想定しております。
この場合、領収書の発行を受けることが困難ですので、支払証明書により整理することになります。
- 2 「活動内容報告」欄には、購入の目的、購入した物品の内訳、購入金額、購入月日及び支払い方法を明らかにする必要があります。
- 3 記載例では、支払方法を口座引落による場合を想定しました。
この場合、「支出年月日」欄には、通帳を確認した上で、実際に購入代金が引き落とされた日を記入することになります。

活動報告書兼支払証明書(議員執行用)

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→ 経費項目の番号を記入	8
------	--	--------------	---

活動内容報告(注)

4 目的

政務活動のために必要な事務所を賃借及び管理するため。

5 内容

(1) 賃借料

福島一男後援会事務所 賃借料(平成26年3月分)

月額193,000円(事務所賃借料、駐車場使用料、共益費を含む)

(2) 支払及び確認方法

口座引落、通帳確認による

(3) 引落日及び政務活動費からの支出額等

下記のとおり

支出年月日	支 出 先	支 出 総 額	按分率	政務活動費からの支出額
26. 2.25	(株)〇〇不動産	193,000円	50	96,500円

上記のとおり相違ないことを証明します。

議員氏名 福島 一男

印

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

活動報告書兼支払証明書(議員執行用)

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→	経費項目の番号を記入	8
------	--	---	------------	---

活動内容報告(注)

4 目的

政務活動のために必要な事務所を賃借及び管理するため。

5 内容

(1) 賃借料

福島一男後援会事務所 賃借料(平成25年4月分)

月額193,000円(事務所賃借料、駐車場使用料、共益費を含む)

(2) 支払及び確認方法

口座引落、通帳確認による

(3) 引落日及び政務活動費からの支出額等

下記のとおり

支出年月日	支出先	支出総額	按分率	政務活動費からの支出額
25.4.1 注意! (※)	(株)〇〇不動産	193,000円	50	96,500円

上記のとおり相違ないことを証明します。

議員氏名 福島 一男

印

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

- 賃借料の支出に当たっては按分することになりますので、経費項目の考え方に基づき、適切な按分率により政務活動費からの支出額を求めてください。

整理番号1 2について

【留意事項】

- 1 月ごとの賃借料を口座引落により支払う場合には、「活動報告書兼支払証明書（議員執行用）」に支払実績を整理することになります。なお、領収書による場合には「活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）」を作成することになります。
- 2 記載例は、物件の賃借が一般的に前払いによる場合が多いことから、前払いを想定しております。「支出年月日」欄には実際に賃借料を支払った日（口座引落日）を記載してください。

整理番号1 3について

【留意事項】

- 1 記載例は、議員の任期が次年度も継続する場合で、次年度4月分（記載例では平成25年4月分）の賃借料を支出する場合です。
- 2 この場合、賃借の実態が新年度の「4月」ですので、仮に4月分の賃借料を前払いにより3月中に支払っていたとしても、4月分の賃借料は新年度の予算から支出するのが適当であると考えます。
- 3 新年度予算から支出する場合、新年度における会派からの政務活動委託を受けることが前提となります。
したがって、「支出年月日」欄は、会派からの政務活動委託通知日（記載例では平成25年4月1日（※））以降で整理することになります。このように、先払いにより支払った場合は、どの年度の予算から支出するのかに注意する必要があります。

活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→	経費項目の番号を記入	8
------	--	---	------------	---

【活動内容報告】(注)

4 目的

政務活動のために必要な事務所を賃借及び管理するため。

5 内容

(1) 賃借料

阿武 久事務所 賃借料（平成27年12月分）

月額193,000円（事務所賃借料、駐車場使用料、共益費を含む）

(2) 契約日

平成27年11月22日契約、11月分及び12月分同日支払い

(3) 支払方法

平成27年12月分のみ現金支払い、翌月分以降は口座引落による。

(※支払証明書による)

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

1 支出月日 平成27年12月1日

2 領収書枚数 1 枚

3 政務活動費からの支出額

① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合

_____円

② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合

_____円 (領収書の額面 _____円)

③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合

96,500円 (領収書の額面 193,000円 × 按分率 50%)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

領 収 書

県議会議員 阿武 久 様

平成27年12月1日

¥ 1 9 3, 0 0 0 -

ただし、事務所賃借料として
(事務所賃借料、駐車場使用料、共益費を含む)

福島市杉妻町〇 電話 024-521-2222

(株) ○○不動産 代表取締役 天神 ○

印

整理番号14について

【留意事項】

1 記載例は、新たに議員の身分を取得した場合です。

この場合、政務活動費の執行は知事が会派に政務活動費の交付決定を通知した日（記載例では平成27年12月1日です。）以降から可能となりますので、提出様式を作成する際には注意が必要です。

2 記載例は、選挙に当選した日以降に契約を締結し、契約締結日に11月及び12月分を支払った場合を想定しております。

3 11月分については、交付決定前ですので、政務活動費から支出することはできません。

12月分については、交付決定に基づき会派が当該議員に政務活動を委託することが可能となりますので、当該議員が12月以降会派からの政務活動委託を受けることを前提とした上で、その賃借料を政務活動費から支出することができます。

4 この場合、「支出月日」欄は、会派からの政務活動費委託通知日以降で整理することになります。

5 賃借料が口座引落となった場合(※)は、活動報告書兼支払証明書で整理することになります。

活動報告書兼支払証明書(議員執行用)

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→	経費項目の番号を記入	8
------	--	---	------------	---

活動内容報告(注)

4 目的

政務活動のために必要な事務所を賃借及び管理するため。

5 内容

(1) 賃借料等

駐車場使用料、共益費を含む。平成25年9月分、8月31日口座引落

(2) 一月の賃借料及び1日当たり賃借料

193,000円(9月1日から9月30日までの30日分)

193,000円÷30日=6,433.333... → 6,433円/日

(3) 政務活動により利用した日数と按分率

9月6日、7日、10日、11日、18日の計5回、50%

6,433円×5回×50% = 16,082.5円 → 16,082円

支出年月日	支 出 先	支 出 総 額	按 分 率	政務活動費からの支出額
25. 9.30	(株)〇〇不動産	193,000円	-	16,082円

上記のとおり相違ないことを証明します。

議員氏名 坂下 五郎

印

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

整理番号15について

○ 県庁所在地から距離のある選挙区の議員が、県庁所在地に宿泊所として賃貸マンション等をもった場合の支出については、実際に政務活動を行った日数に基づき、政務活動費からの支出額を求める必要があります。

この場合は、活動報告書兼支払証明書に支出額を算定した経過が分かるようまとめるのが適当です。

【留意事項】

- 1 定例会等開会中に賃貸マンション等で政務活動を行った場合、賃借料相当分を政務活動費から支出することは、招集旅費と重複することになりますので、適当ではありません。
- 2 政務活動費から支出する額を求めるまでに整理を要する項目は次のとおりです。
 - ・ 一月の賃借料及び1日当たり賃借料
 - ・ 政務活動により利用した日数と按分率（なお、按分率を掛けた結果、小数点以下の端数が生じる場合には、按分率を2分の1以内とする使途基準の考え方を踏まえ、切り捨てることとします。）
- 3 活動報告書兼支払証明書の「支出年月日」欄には、実際の支払日ではなく、政務活動費からの支出額が確定した日（記載例では9月30日）を記入することになります。

活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→	経費項目の番号を記入	8
------	--	---	------------	---

【活動内容報告】(注)

4 目的

政務活動のために必要な事務所を管理するため。

5 内容

事務所電気料（平成26年2月分）

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

1 支出月日 平成26年2月13日

2 領収書枚数 1 枚

3 政務活動費からの支出額

① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合

_____円

② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合

_____円 (領収書の額面 _____円)

③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合

5,250円 (領収書の額面 10,500円 × 按分率 50%)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

電気ご使用量のお知らせ

福島一男後援会事務所様
お客様番号 01-999-99-99-99-999999
ご使用場所 福島市大町○
契約種別・容量 従量電灯C 50アンペア

26年3月分のご使用内容
(ご使用期間 2月2日~3月1日)

ご使用量 400 kWh

計器番号 〇〇〇
当月指示数 ○, 〇〇〇
前月指示数 ○, 〇〇〇
差引使用量 400

ご請求予定額 8,400円

口座振替予定日 3月15日

早取期限日 3月26日

上記料金内訳

基本料金 ○, 〇〇〇円××銭
電力量料金 ○, 〇〇〇円××銭
燃料費調整額 ○〇〇円××銭
(消費税等相当額再掲 ○〇〇円)

口座振替ご利用のお客さまへ
電気料金領収書(2月13日振替分)

26年2月分

ご使用期間 1/2~2/1

契約種別 従量電灯C

ご使用量 500 kWh

領収金額 10,500円

消費税等相当額(再掲) 500円

上記金額をご指定の口座よりお支払いいただきました。

〇〇電力株式会社〇〇営業所

3月4日作成 検針員 東北秀一

活動報告書兼支払証明書(議員執行用)

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→	経費項目の番号を記入	8
------	--	---	------------	---

活動内容報告(注)

4 目的

政務活動のために必要な事務所を管理するため。

5 内容

事務所電気代(平成26年3月分)

別紙「電気使用量のお知らせ兼電気料金領収書」参照

(1) 支払及び確認方法

口座引落、通帳確認による。

(2) 引落日等

下記のとおり。

支出年月日	支 出 先	支 出 総 額	按分率	政務活動費からの支出額
26. 3.15	○○電力(株)○営業所	8, 400円	50	4, 200円

上記のとおり相違ないことを証明します。

議員氏名 福島 一男

印

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

整理番号16及び17について

- 「活動報告書兼領収書の提出様式」にまとめる場合と「活動報告書兼支払証明書」にまとめる場合の2例を示します。いずれの場合であっても、使用料の支出に当たっては按分することになりますので、経費項目の考え方に基づき、適切な按分率により政務活動費からの支出額を求めてください。
(記載例では50%としております。)

【活動報告書兼領収書の提出様式をまとめる際の留意事項】

- 1 年度末を除き、原則として、電力会社が発行する「電気使用量のお知らせ兼電気料金領収書」により、支出を確認し提出様式に整理することになります。

【活動報告書兼支払証明書をまとめる際の留意事項】

- 2 記載例では平成26年3月分について、振替が3月15日であり、確認できるのが4月4日頃（領収書作成日）になる場合です。

このように年度末においては、確認の時期によって、提出様式及び支出簿の整理が遅れてしまい、事務処理上支障を来すおそれがあると想定されます。

したがって、年度末においては、「電気使用量のお知らせ兼電気料金領収書」が発行された際、「口座振替予定日を確認し、当日口座から引き落とされた時点で支払証明書に整理する」が適当であると考えます。

- 3 整理番号16と17のように一枚の「電気使用量のお知らせ兼電気料金領収書」を複数回使用する場合にはこれをコピーし、それぞれの様式に添付することになります。

活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→ 経費項目の番号を記入	9
------	--	--------------	---

【活動内容報告】(注)

4 目的

議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要するため。

5 内容

事務用品の購入

パソコン、プリンター、マウス、メモリースティック、接続ケーブル

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

1 支出月日 平成25年5月1日

2 領収書枚数 1 枚

3 政務活動費からの支出額

① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合

_____円

② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合

_____円 (領収書の額面 _____円)

③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合

89,250円 (領収書の額面 178,500円 × 按分率 50%)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

領 収 書

県議会議員 福島 一男 様

平成25年5月1日

¥178, 500-

ただし、パソコン、プリンターほか関連用品として

福島市杉妻町○ 電話 024-521-2222

(株) ○○商会 代表取締役 県北 満

印

整理番号18について

【留意事項】

- 1 事務用品購入代の支出に当たっては按分することになりますので、経費項目の考え方に基づき、適切な按分率により政務活動費からの支出額を求めてください。(記載例では50%としております。)
- 2 事務用備品や消耗品の購入にあたっては、議員の任期、耐用年数を勘案することが必要になります。

(様式 5)

整理番号

19

活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→ 経費項目の番号を記入	9
------	--	--------------	---

【活動内容報告】(注)

4 目的

議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要するため。

5 内容

事務用品の購入

事務用ファックス、コピー用紙等

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

1 支出月日 平成26年3月31日

2 領収書枚数 1 枚

3 政務活動費からの支出額

① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合

_____ 円

② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合

28,217 円 (領収書の額面 105,000 円) ※年度末調整による

③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合

_____ 円 (領収書の額面 _____ 円 × 按分率 _____)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(裏面)

領 収 書

県議会議員 福島 一男 様

平成26年3月31日

¥ 1 0 5, 0 0 0 -

ただし、事務用ファックスほか関連用品代として

福島市杉妻町○ 電話 024-521-2222

(株) ○○商会 代表取締役 県北 満

印

整理番号19について

【活動報告書兼領収書の提出様式をまとめる際の留意事項】

1 年度末には委託を受けた予算額とこれまでの執行状況を照らし合わせ、その残額について調整する場合が想定されます。(記載例では、残額を28,217円と想定しました。)

このような場合は、記載例に示す【領収書の内容】3の②の余白に「※年度末調整による」旨を明記し、整理するのが適当です。

ただし、按分率を2分の1以内とする経費の範囲の考え方を踏まえ、政務活動費から支出する額(記載例では28,217円)が購入額(領収書の額面)の2分の1を超えることは適当ではありません。

(様式 6)

整理番号

20

活動報告書兼支払証明書（議員執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→	経費項目の番号を記入	9
------	--	---	------------	---

活動内容報告（注）

4 目的

議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要するため。

5 内容

コピー兼ファクスリース料（平成25年9月分）

（1） 支払及び確認方法

口座引落、通帳確認による。

（2） 引落日等

下記のとおり。

支出年月日	支 出 先	支 出 総 額	按分率	政務活動費からの支出額
25.10.30	(株)〇〇商会	36,750円	50	18,375円

上記のとおり相違ないことを証明します。

議員氏名 福島 一男

印

（注）経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

整理番号 20について

【留意事項】

- 1 リース料の支出に当たっては按分することになりますので、経費項目の考え方に基づき、適切な按分率により政務活動費からの支出額を求めてください。
(記載例では 50%としております。)
- 2 月ごとのリース料を口座引落により支払う場合には、活動報告書兼支払証明書に支払実績を整理することになります。

(様式5)

整理番号

21

活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→	経費項目の番号を記入	9
------	--	---	------------	---

【活動内容報告】(注)

4 目的

議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要するため。

5 内容

携帯電話通話料（平成26年1月利用分）

【領収書の内容】

※領収書は裏面に貼付

1 支出月日 平成26年2月28日

2 領収書枚数 1 枚

3 政務活動費からの支出額

① 領収書の額面の全部を政務活動費から支出した場合

_____ 円

② 領収書の額面の一部を政務活動費から支出した場合

_____ 円 (領収書の額面 _____ 円)

③ 領収書の額面を按分して政務活動費から支出した場合

6,300 円 (領収書の額面 12,600 円 × 按分率 50%)

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

請求書兼領収書

960-8041 福島市大町〇
福島一男後援会事務所 様

発行年月日 平成26年3月15日
受託会社 ○○福島料金センター
お問い合わせ先 0120-111-2222

日頃、本社サービスをご利用いただきましてありがとうございます。 確認！（※）
下記ご利用料金をご指定の口座から振り替えさせていただきます。

お客様電話番号	請求年月	振替金額 (うち消費税等相当額)	振替日
080-1234-5678	平成26年3月請求分 (平成26年2月利用分)	15,750円 (750円)	平成26年3月31日

株式会社○○福島 料金領収証

お客様電話番号 080-1234-5678
ご請求先氏名 福島一男後援会事務所 様

平成26年2月請求分(平成26年2月28日振替)	
領收金額	12,600円(うち消費税等相当額600円) ← 確認！
金融機関名及び口座番号	※※※※※※※※

上記、ご利用料金を口座振替により領収しました。

株式会社○○福島
福島市栄町〇

印

印紙税申告納付につき福島
税務署承認済

(様式 6)

整理番号

22

活動報告書兼支払証明書（議員執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→ 経費項目の番号を記入	9
------	--	--------------	---

活動内容報告（注）				
<p>4 目的 議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要するため。</p> <p>5 内容 携帯電話通話料（平成26年2月利用分） 別紙「請求書兼領収書」参照</p> <p>(1) 支払及び確認方法 口座引落、通帳確認による。</p> <p>(2) 引落日等 下記のとおり。</p>				

支出年月日	支 出 先	支 出 総 額	按分率	政務活動費からの支出額
26. 3.31	(株)〇〇福島	15,750円	50	7,875円

上記のとおり相違ないことを証明します。

議員氏名 福島 一男

印

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

整理番号21及び22について

- 「活動報告書兼領収書の提出様式」にまとめる場合と「活動報告書兼支払証明書」にまとめ場合の2例を示します。いずれの場合であっても、使用料の支出に当たっては按分することになりますので、経費項目の考え方に基づき、適切な按分率により政務活動費からの支出額を求めてください。
(記載例では50%としております。)

【活動報告書兼領収書の提出様式をまとめる際の留意事項】(整理番号21)

- 1 携帯電話会社が発行する「請求書兼領収書」により、支出を確認した場合には、活動報告書兼領収書の提出様式に整理することになります。

【活動報告書兼支払証明書をまとめる際の留意事項】(整理番号22)

- 2 記載例では平成25年2月利用分について、振替が3月31日であり、確認できるのが4月15日頃（領収書作成日）になる場合です。

このような年度末においては、確認の時期によって、提出様式及び支出簿の整理が遅れてしまい、事務処理上支障を来すおそれがあると想定されます。

したがって、年度末においては、「請求書兼領収書」が発行された際、「振替日」（※）を確認し、当日口座から引き落とされた時点で活動報告書兼支払証明書に整理するのが適当であると考えます。

- 3 整理番号21と22のように一枚の「請求書兼領収書」を複数回使用する場合にはコピーし、それぞれの様式に添付することになります。

- 4 記載例では振替日を3月31日としておりますが、仮に振替日が4月1日以降である場合には、予算上は平成25年度での執行となりますので、注意が必要です。

活動報告書兼支払証明書(議員執行用)

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→	経費項目の番号を記入	9
------	--	---	------------	---

活動内容報告(注)				
4 目的				
議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要するため。				
5 内容				
自動車リース料(平成25年4月分)				
(1) 1月当たりリース料 70,000円				
(2) (1)のうち政務活動費から支出できる項目のリース料 48,500円				
(3) 使途基準の考え方に基づく年間上限額、一月当たり上限額及び按分率等 年500,000円÷12月=41,666.666··· よって、一月当たり上限額41,666円 → 41,666円×50%=20,833円				
(4) 支払及び確認方法 口座引落、通帳確認による。				
(5) 引落日等 下記のとおり。				
支出年月日	支出先	支出総額	按分率	政務活動費からの支出額
25.5.1	(株)OO自動車販売OO支店	70,000円	—	20,833円

上記のとおり相違ないことを証明します。

議員氏名 福島 一男

印

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

整理番号23について

○ 自動車のリース料を支出する際には按分することになりますので、経費項目の考え方に基づき、適切な按分率により政務活動費からの支出額を求めてください。(記載例では50%としております。)

なお、リースの種類とその項目、政務活動費から支出できるリース項目について、以下に参考としてまとめました。

政務活動費から支出できる項目は限定されておりませんので、リース契約を締結する際には項目ごとのリース料を明確にした上で行ってください。

【活動報告書兼支払証明書をまとめる際の留意事項】

- 1 記載例では、月ごとのリース料を口座引落により支払う場合を想定しております。
- 2 記載例は、ファイナンスリース方式により契約し、そのうち政務活動費から支出できる項目のリース料を積み上げた結果、使途基準に示す上限額を超えております。このような場合は、経費項目の考え方による上限に合わせ、政務活動費からの支出額を求める必要があります。

※ 参考

自動車リースの種類とその内容について、以下に日本自動車リース協会連合会(JALA)のホームページを引用し、まとめます。

<種類>

① ファイナンスリース方式

リース会社は車両及び税金・保険関係費用のみを負担し、車両の維持管理に要する費用は使用者が負担する方式です。リース会社の機能は使用者の金融負担を肩代わりする点にあり、いわば金融的性格が強いリース方式です。

② メンテナンス(サービス)リース方式

リース会社が車両・税金・保険費用のほかに、車両の維持管理に関する一切の費用(例えば点検整備、一般修理、車検整備、事故修理、代車提供など)を負担する方式です。ファイナンスリースが金融的性格をもつていて、メンテナンス(サービス)リースは車両のマネージメントサービス的性格が強いと言えます。

<種類別の内容>

各項目のうち、政務活動費から支出できる項目は、使途基準の考え方に基づき、車両代、特別仕様代、附属品代、登録諸費用及び陸送費用まで(※)と考えられます。

項目	内 容	メンテナンスリース	ファイナンスリース
車両代	車両本体	○	○
特別仕様代	塗装・エアコン・その他の特別架装	○	○
附属品代	シートカバー・サイドバイザー等	○	○
登録諸費用	指定・持込・納車・車庫	○	○
陸送費用	地方配車分	○	○
自動車税	契約期間中	○	○
自動車取得税	取得時のみ	○	○
自動車重量税	初年度及び車検時	○	○
自賠責保険	契約期間分	○	○
任意保険	車両時価・対人・対物・搭乗者	○	○
法定定期点検・整備	法定点検・メーカー所定	○	
一般故障修理	一般修理の推定額	○	
車検整備費	継続車検費用	○	
事故修理費	事故時の修理代	○	
消耗品代	バッテリー・ベルト・オイル補充交換	○	
タイヤ・チューブ	一定基準・約定により交換	○	

(様式 7)

整理番号

24

政務活動費支払証明書（燃料費）

使途項目

⑨ 事務費

燃料費算定の内訳

9

月分走行距離

1, 680

km（「政務活動費充当走行距離表」から転記）

×

25

円

=

42, 000

円

支出年月日		政務調査費からの支出額
25. 9. 30		42, 000 円

上記のとおり相違ないことを証明します。

議員氏名 福島 一男

印

(様式9)

政務活動費充当走行距離表

平成25年 9月

議員名

福島 一男

(注) 走行距離欄のA、C、D列欄は該当する場合に、B列欄は必ず記入する。

C欄は、私有自動車使用による議会招集等公務出張をした場合の路程を記入する。

D欄は、私有自動車使用による会派の政務活動用務(会派が政務活動費で支出したもの)で出張した場合の走行距離を記入する。

走行距離 Km(整数、四捨五入)					
日付	A 政務活動のみの走行	B 政務活動に使用する自動車の走行	C 議会招集等公務出張走行(路程)	D 会派の政務活動用務出張走行	摘要 (政務活動、公務出張内容、会派政務活動用務等)
1		当該自動車の距離 メーターの前月末走行 距離数		220	党幹部説明
2	20				○○地区等合同意見交換会
3	220	29000 Km			福島県○○協会意見交換会
4		●1			
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12			220		各派、議運
13	110				地域活性化シンポ＆意見交換会
14	110				地域活性化シンポ＆意見交換会
15					
16					
17					
18					
19			220		定例会(開会)
20					定例会(議案調査)
21			110		定例会(代表)
22			110		定例会(代表)
23					
24					
25					定例会(議事都合)
26			110		定例会(一般)
27		当該自動車の距離 メーターの今月末走行 距離数			定例会(一般)
28					定例会(常任)
29			33000 Km	110	定例会(常任)
30		●2			
31		(●2-●1)			
		4000 km			
	A	B=(●2-●1)-(A+C+D)	C	D	
計	460	2440	880	220	
政務活動費充当走行距離(A+B×按分率【注】)			1680	Km	

【注】 按分率については、経費項目の考え方によること。

整理番号24について

【政務活動費支払証明書（燃料費）をまとめる際の留意事項】

1 燃料費の支出に当たっては、「政務活動費充当走行距離表」の整理が必要です。

2 走行距離表の項目とその考え方は次のとおりです。

- ・ A 欄： 政務活動のみの走行距離を記入します。この欄は、該当する場合のみ記入することになります。
- ・ B 欄： 政務活動を含む議員活動に使用した場合の走行距離を記入します。この欄には、前月末の走行距離数と当月末の走行距離数を必ず記入することになります。
また、政務活動費を充当する走行距離の算出に当たっては按分することになりますので、経費項目の考え方に基づき、適切な按分率により走行距離を求めてください。（記載例では50%としております。）
- ・ C 欄： 議会招集等公務により出張した場合の路程距離（議会事務局で別途お示しします。）を記入します。この欄は、該当する場合のみ記入することになります。
- ・ D 欄： 会派の政務活動用務（会派が政務活動費で支出したもの）により出張した場合の走行距離を記入します。この欄は、該当する場合のみ記入することになります。
- ・ 摘要欄： 政務活動、公務出張、会派政務活動用務等の名称を記入します。

活動報告書兼支払証明書(議員執行用)

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→	経費項目の番号を記入	9
------	--	---	------------	---

活動内容報告(注)

4 目的

議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要するため。

5 内容

高速道路通行料(平成25年9月分、クレジットカード払い分)

(1) 政務活動のみの用務で利用した額

- ・9月 3日 いわき湯本IC～福島西IC 往復 計5,900円
 - ・9月13日 いわき湯本IC～福島西IC 片道 2,950円
 - ・9月14日 いわき湯本IC～福島西IC 片道 2,950円
- 合計 11,800円

支出年月日	支 出 先	支 出 総 額	按分率	政務活動費からの支出額
25.10.31	〇〇クレジット(株)	11,800円	100	11,800円

上記のとおり相違ないことを証明します。

議員氏名 湯本八兵衛

印

(注) 経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

(様式 6)

整理番号

25-1

活動報告書兼支払証明書（議員執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→ 経費項目の番号を記入	9
------	--	--------------	---

活動内容報告（注）

4 目的

議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要するため。

5 内容

高速道路通行料（平成25年9月分、クレジットカード払い分）

（1）政務活動等の用務で利用した額

- ・ 9月 6日 いわき湯本IC～福島西IC 往復 計2,950円
 - ・ 9月 6日 福島西IC～いわき三和IC 片道 1,350円
 - ・ 9月 7日 いわき湯本IC～福島西IC 往復 計5,900円
 - ・ 9月 10日 いわき湯本IC～福島西IC 往復 計5,900円
 - ・ 9月 11日 いわき湯本IC～福島西IC 往復 計5,900円
 - ・ 9月 18日 いわき湯本IC～福島西IC 片道 2,950円
 - ・ 9月 18日 福島西IC～いわき三和IC 片道 1,350円
- 合計 26,300円

支出年月日	支 出 先	支 出 総 額	按分率	政務活動費からの支出額
25.10.31	○○クレジット(株)	26,300円	50	13,150円

上記のとおり相違ないことを証明します。

議員氏名 湯本八兵衛

印

（注）経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

整理番号25について

【活動報告書兼支払証明書をまとめる際の留意事項】

- 1 記載例では、高速道路を通行する際E T Cを利用した場合、月ごとの使用料は口座引落により支払われるのが一般的ですので、活動報告書支払証明書に支払実績を整理することを想定しております。
- 2 活動報告書支払証明書の「活動内容報告」欄には、クレジット会社が発行する利用明細を基に、政務活動用務により利用した額を抽出し記載することになります。
記載例は、政務活動用務のみで利用した場合（按分率100%）と政務活動に加え他の議員活動用務で利用した場合（按分率50%）とで、活動報告書兼支払証明書を分けて整理した場合の例を示しました。

(様式 6)

整理番号

26

活動報告書兼支払証明書（議員執行用）

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人件費	→	経費項目の番号を記入	10
------	--	---	------------	----

活動内容報告（注）				
4 目的 政務活動を補助する職員の雇用に要するため。				
5 内容 福島一男後援会事務所事務職員 雇用経費（平成25年8月分）				
氏名	賃金	通勤手当	支給額計	
飯坂 桃子	195,000	5,000	200,000	
支出年月日	支出先	支出総額	按分率	政務活動費からの支出額
25. 8.25	上記のとおり	200,000円	50	100,000円

上記のとおり相違ないことを証明します。

議員氏名 福島 一男

印

（注）経費項目①～⑤については、活動内容1～5について記入すること。

経費項目⑥～⑨については、活動内容4及び5について記入すること。

整理番号 26について

【留意事項】

- 1 記載例は、職員への支払を現金で行った場合のものです。
この場合、政務活動費経費項目別支出簿の整理は、職員が受領した日で整理することになります。
- 2 記載例は、職員への支払実績を活動報告書兼支払証明書に整理しておりますが、所定の欄に「支払実績は別紙のとおり。」などと明記した上で、別紙（任意様式）に整理しても差し支えありません。
なお、活動報告書兼支払証明書と別紙が1件の支出であることが分かるよう、別紙には、その余白に枝番号で整理番号を記入してください。

(様式8)

政務活動費経費項目別支出簿 (議員執行用) (25年度)

議員氏名 福島 一男

経費項目	① 調査研究費 ② 研修費 ③ 広聴広報費 ④ 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 ⑥ 資料作成費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 事務所費 ⑨ 事務費 ⑩ 人物費	→ 経費項目の番号を記入	9
------	--	--------------	---

支出年月日	政務活動費からの支出額 円	証拠書類	
		(該当する方に○をつける。)	整理番号
25. 5. 1	89, 250	領収書・支払証明書	18
25. 5. 1	20, 833	領収書・支払証明書	23
25. 9. 30	42, 000	領収書・支払証明書	24
25. 10. 30	18, 375	領収書・支払証明書	20
26. 2. 28	6, 300	領収書・支払証明書	21
26. 3. 31	7, 875	領収書・支払証明書	22
26. 3. 31	28, 217	領収書・支払証明書	19
		領収書・支払証明書	
計	256, 350		

政務活動費経費項目別支出簿（議員執行用）について

【留意事項】

- 1 記載例は、これまでにまとめた「事務費」の記載例をまとめました。整理番号18から24までの記載例を合わせて確認してください。
- 2 支出簿への記載に当たっては、任意様式ではなく、「活動報告書兼領収書の提出様式」「活動報告書兼支払証明書」の各様式ごとに記載してください。

これは、支出簿と各様式を突き合わせる際、当該支出が按分対象となるのか、按分率は適當かなどを確認する必要があるからです。（任意様式にはこれらの項目がなく、按分の取扱いが不明確です。）
- 3 支出簿への記載に当たっては、「支出年月日」や「整理番号」の順にこだわらず、支出が確認できた時点で整理して差し支えありません。

平成26年 4月30日

会派の名称 ○○会

代表者の氏名 福島 太一郎 様

議員の氏名 郡山 六雄

平成25年度政務活動完了報告書

会派からの委託に基づき実施した政務活動について、その実績及び収支状況を関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 実績

(1) 委託期間

平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで

2 収支状況

(1) 収入

3,000,000 円

(2) 支出

経 費	支 出 額	備 考
調査研究費	553,320 円	詳細は別紙使途項目別支出簿及び領収書等の写しのとおり。
研修費	77,000 円	同上
広聴広報費	642,600 円	同上
要請陳情等活動費	0 円	同上
会議費	56,000 円	同上
資料作成費	52,500 円	同上
資料購入費	586,500 円	同上
事務所費	480,000 円	同上
事務費	172,080 円	同上
人件費	380,000 円	同上
合 計	3,000,000 円	同上

(3) 残余

0 円

政務活動完了報告書について

【留意事項】

- 1 「備考」欄には主たる支出の内訳を記載することになりますが、当該完了報告書には、政務活動費から支出した領収書その他の証拠書類の写しを添付することになりますので、「詳細は別紙経費項目別支出簿及び領収書等の写しのとおり。」と記載し、支出の内訳を省略しても差し支えありません。
- 2 「別紙領収書等の写し」として提出する書類は、次のとおりです。
 - (1) 活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）（様式5）
 - (2) 活動報告書兼支払証明書（議員執行用）（様式6）
 - (3) 政務活動費支払証明書（燃料費）（様式7）
 - (4) 政務活動費経費項目別支出簿（議員執行用）（様式8）
- 3 収支状況において、支出の合計額は収入（委託額）の範囲内となります。
なお、予算の効果的な執行を図り「年度末調整」を行った場合には、整理番号19の記載例を参考にし、書類の作成を行ってください。

【質疑応答集】

政務活動費に関する質疑応答集

I 政務活動費の経費項目関係

1 建物が自己所有の事務所で、敷地を賃借している場合の賃借料について

事務所（建物）を賃貸借している場合と同様に、敷地について議員個人が賃貸借契約の当事者となっている場合、按分の考え方により2分の1以内で政務活動費から支出することができると考える。

ただし、契約の相手方が親族である場合は、その親族が議員と生計を一にしないことが政務活動費から支出するための前提となるので留意する必要がある。

2 ① 会派と議員が共同で発行する広報紙の経費負担割合について ② 政党又は後援会と議員が共同で発行する広報紙の経費負担割合について ③ ①及び②における新聞折り込み料の扱いについて

紙面に掲載される内容に応じて、按分の可否、按分率を検討することとなる。

① 会派と議員が共同で発行する広報紙

（掲載内容に政務活動以外の記事がないと想定）

紙面の区分割合により 会派が執行する政務活動費で1／2、
議員が執行する政務活動費で1／2など

② 政党又は後援会と議員が共同で発行する広報紙

（掲載内容に政務活動以外の記事がないと想定）

紙面の区分割合により 政党（後援会）の経費で1／2、
議員が執行する政務活動費で1／2など

③ 新聞折り込み料

上記の割合による額を原則とするが、①にあっては、会派が政務活動費により、経費の全額を支出することも可能である。

また、②にあっては、議員が執行する政務活動費の按分割合を超えることはできない。

3 議員が所属する議員連盟等の年会費

「政務活動費を充てることができる経費項目の考え方」では、支出の対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものであるかが判断基準となる、としている。

この経費項目の考え方によれば、政務活動費を支出するには、次の2点をすべて満たす必要がある。

- ① 議員連盟等の規約において、事業内容、活動内容に政務活動に関する事項が明記されていること
- ② 議員連盟等の事業実績において、要望、調査等経費に会費が充てられた実態があること

4 会派の命により出張した場合の経費（交通費、宿泊費、日当）について

「政務活動費を充てることができる経費項目の考え方」では、「実費支給が原則」としている。

また、「県議会の議員の議員報酬等に関する条例」に準じ、あらかじめ各会派において定める方法により定額給付を行うことも考えられる、としている。

（参考）県議会の議員の議員報酬等に関する条例（別表第1）

交通費・・・鉄道賃（運賃及び急行料金、特別急行（新幹線）料金、座席指定料金、新幹線にあっては特別車両（グリーン）料金）
車賃（1km当たり37円）

宿泊料・・・14,900円

日 当・・・1日につき3,300円（但し、下記の区分による。）

区分	路程 100km未満の県内旅行、県外旅行のうち在勤地内の旅行・居住地等の地域内の旅行	路程 100km以上の県内旅行、路程 100km未満の県外旅行（左に掲げるものを除く）	路程 100km以上の県外旅行
日 帰 り	なし	820円	3,300円
宿 泊	なし	820円	3,300円

※私有自動車による移動距離の算定について

- ・各議員の自宅から地域名「福島」（県庁等）までの移動距離は県で定める路程とし、別途事務局より会派へ提示する。
- ・その他、出発地～用務地の移動距離は、用務のために要する移動距離とする。

※予め定める定額の宿泊料を超える宿泊施設に宿泊する必要が生じた場合にあっては、

政務活動のため当該宿泊施設に宿泊しなければならない合理的な理由がある場合に限り実費での精算が可能と考える。

※日当の他、政務活動のために必要となった用務地内のタクシ一代、雑費（駐車料金）は実費として支出できるものと考える。

（参考）

政務調査費から支出された先進地視察旅費の額が条例の規定よりも超えたからといって、その目的の範囲内のものであると認められる限りは、使途基準に反する支出とはいえないとした事例（京都地裁：平成16年9月15日）

5 会派又は議員が雇用する職員の社会保険料について

○社会保険とは、

医療保険として・・・健康保険、国民健康保険

年金保険として・・・厚生年金保険、国民年金

○事業所の加入義務について

◎健康保険、厚生年金保険への加入が義務付けられる事業所

・法人事業所

・常時5人以上の従業員が働いている事務所などの個人事業所（5人以上であってもサービス業の一部（クリーニング業、飲食店、ビル清掃業など）や農業、漁業を除く。）

・従業員の半数以上が適用事業所となることに同意し、事業主が申請し年金事務所長の認可を受けた事業所

○被保険者の要件

◎健康保険、厚生年金保険の被保険者

・正規従業員

・臨時雇用期間中の社員

・2ヶ月以上続けて勤務するもの

・季節的労働で4ヶ月以上勤務するもの

・臨時の事業に6ヶ月以上勤務するもの

・パート・アルバイトについては、1週間の勤務日数が、正社員勤務日数の3／4以上、1日の勤務時間が正社員の3／4以上、1ヶ月の勤務日数が月20日以上（都道府県によって異なる。）

社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料）については、上記の被保険者の要件（正規従業員、正規従業員に準ずる要件を満たすこと）に当たる雇用者が5人未満である場合、会派又は議員は加入義務のある事業所に当たらないことから、事業主としての保険料負担は発生しない。

また、雇用者からの保険料の控除も発生しないこととなる。

II 政務活動費の会計処理関係

6 政務活動費として支出する経費の会計年度区分について

◎ 現金主義（現実に収入、支出がなされた日を基準として年度の所属区分を決める）による会計年度の帰属

平成25年度に交付を受けた政務活動費は、当該交付のあった会計年度である平成26年3月31日までに、現実に支出（口座振替による引落としを含む。）された経費をもって平成25年度の支出対象経費とする。このため、平成25年度の政務活動に係る経費については、原則として当該年度内に支出することとなる。

年度末の政務活動等に係る経費の支出であって、やむを得ず翌年度に当たる4月に支出せざるを得ない経費（3月利用分の電話料等）については、翌年度（平成26年度）に帰属することとなり、平成26年4月に交付を受けた政務活動費から支出することとなる。

※県の会計年度には、出納整理期間があるため、平成25年度の末日までの債務について平成26年4月、5月で支出することができ、平成25年度の支出として区分することができる。

※ 会派に交付された交付金である政務活動費については、県のような出納整理期間での支出が困難であることから、年度末までの支出をもって会計年度を区分するものである。

したがって、年度末に発生した債務について翌年度支出した場合は、議員としての身分が継続している限りにおいて、翌年度の政務活動費から支出することができるとするものである。

（参考）

地方自治法第208条第1項、第2項の定める会計年度独立の原則は、一定の期間を画して地方公共団体の収入と支出の均衡を図り、金銭の受払の関係を明確にするために設けられた規定であること、208条が同法の第9章財務の章の第1節「会計年度及び会計の区分」の冒頭に置かれており、同じ章には、予算、収入、支出、決算、住民による監査請求及び訴訟等が規定されていることなどに照らすと、同条は、地方自治法が財政運営の健全化を強く確保すべく、種々の規制を加えている普通地方公共団体に関するものであり、地方議会の会派のように、本質的に任意団体としての性質を有する団体に適用ないし、類推適用されるべき規定でないことは明らかである。

（名古屋高裁：平成18年2月15日）

7 契約上前払いとなる支出の取扱い（現金主義の例外）

契約上翌月分を前月までに支出しなければならない経費（家賃等）については、年度を跨って支出する場合に限り、政務活動費の交付を受けた年度ではなく、翌年度の政務活動費から支出するものとする。

例) H25.3月に支出した事務所賃借料（H25.4月分）の場合

→ 現実の支出（口座引落とし）は平成24年度であるが、翌年度に当たる4月分の賃借料であることから、平成25年度の政務活動費より4月分として支出するものとし、活動報告書兼支払証明書（平成25年4月1日付け）で会計処理を行う。

(注) 新たに議員に就任した場合の取扱い

新たに議員に就任した月（ただし、就任日が月の初日の場合を除く。）に支出した翌月分の経費（家賃等）については、会派から委託された政務活動の経費の交付を受けることとなる就任の翌月以降に政務活動費から支出するものとする。

例) 改選により新たに議員に就任し、H25.4月に支出していた事務所賃借料（H23.5月分）の場合

→ 平成25年5月1日に交付される政務活動費より5月分として支出するものとし、活動報告書兼支払証明書（平成25年5月1日付け）で会計処理を行う。

8 年度の途中で会派を異動した場合の当該議員に対する政務活動費の取扱い

（A会派からB会派に異動した場合であって、いずれの会派においても議員に対し政務活動の委託をしているケース）

○ 会派への政務活動費の交付は、「政務活動費の交付に関する条例」第3条第3項により、月の途中において議員の異動等があった場合、これらの事由が生じなかつたものとみなし、同7条の第3項において、会派の議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）から調整する、と規定しており月単位となっている。

このことから、会派から所属議員に交付する政務活動費についても、月単位での委託となり、議員の異動があった日の属する月の翌月分から調整する。

A会派・・政務活動委託（変更）通知書により委託期間、委託額の変更

- 委託期間・・異動があった日の属する月の末日まで
- 委託額・・異動があった日の属する月分まで交付

B会派・・政務活動委託通知書により委託

- 委託期間・・異動があった日の属する月の翌月の初日から年度末まで
- 委託額・・・異動があった日の属する月の翌月分から交付するものとし、
年度末までの額

○議員・・A会派に対し、変更された委託期間までの政務活動完了報告書の提出

- A会派から交付された政務活動費による支出は、異動があった日の属する
月の末日までの支出とし、その上で生じた残余についてはA会派に返還す
る。
- B会派から交付される政務活動費による支出は、異動があった日の属する
月の翌月の初日からの支出とする。